

令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」(素案)

令 和 2 年 6 月
岩 手 県



目 次

第 1 はじめに	1
第 2 「いわての森林づくり県民税」を活用した取組の実績と課題	2
第 3 森林・林業を取り巻く情勢の変化	8
第 4 いわての森林づくり県民税事業評価委員会による検討と提言	14
第 5 令和 3 年度以降の「いわての森林づくり県民税」の制度と取組	15
第 6 最終案の取りまとめに向けて	19

【参考資料】

参考資料 1 : いわて森林づくりに係る県民意識アンケート調査について	21
参考資料 2 : 事業評価委員会提言	29
参考資料 3 : いわての森林づくり県民税条例	51

令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」（素案）

第1 はじめに

岩手県では、『すべての県民が森林から様々な恩恵を受けており、森林は公共的な財産である』という観点に立ち、森林の公益的機能を維持、増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、平成18年度に「いわての森林づくり県民税」制度を創設しました。

「いわての森林づくり県民税」は、5年間を1期として実施してきており、令和2年度が第3期の最終年度となっていることから、これまでの取組を評価するとともに、創設以降の本県の森林・林業を取り巻く情勢の変化などを踏まえたうえで、改めて令和3年度以降の制度のあり方を検討することとしました。

このため県では、県民アンケートや県民懇談会を実施し、広く意見を伺ってきたほか、外部有識者等で構成される「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」（以下「事業評価委員会」という。）において、今後の制度のあり方について議論が重ねられ、令和2年3月に「今後もいわての森林づくり県民税を継続し、使途の拡大など施策の充実を図ることが必要」との提言をいただいたところです。

県では、事業評価委員会の提言を踏まえ、令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の素案を次のとおり取りまとめました。

第2 「いわての森林づくり県民税」を活用した取組の実績と課題

県では、「いわての森林づくり県民税」を財源として、森林の恵みを、未来へつなぐため、管理が行き届いていない公益上重要な森林を整備してきたほか、県内各地において森林環境を保全する様々な活動への支援を行ってきました。

これらの取組により、管理不十分な森林が着実に解消されるとともに、多くの県民の森林づくりへの参画が進んでいます。

1 税収等の推移

(1) 実績

平成18年に創設した「いわての森林づくり県民税」は、第1期から第3期までの税収が、約95億円となっています。また、取組に賛同する企業や個人の方々からの寄付金と合わせて基金に積み立て、事業の財源として活用してきました。

(2) 課題

県民税の主な事業である「いわて環境の森整備事業」において、事業対象森林の確保が計画どおりに進まなかったことから、平成30年度末の基金残高が約22億5千万円となっており、計画的に事業実施していく必要があります。

〔いわての森林づくり県民税 税収等の推移（平成18年度～平成30年度）〕

（単位：千円）

項目・年度		第1期 (H18～H22)	第2期 (H23～H27)	第3期						合計 (H18～H30)
				H28	H29	H30	R1	R2	第3期(H28～H30)	
税 収	(A)+(B)	3,514,817	3,696,878	756,280	758,349	758,605			2,273,234	9,484,929
個人	(A)	2,916,391	3,024,758	602,887	605,910	605,380	未確定	1,814,177	7,755,326	7,755,326
うち徴収取扱費	(a)	202,160	169,567	31,629	31,335	30,838				
法人	(B)	598,426	672,120	153,393	152,439	153,225			459,057	1,729,603
基金残高[累計]		104,672	1,119,271	1,500,673	1,876,397	2,253,653				

2 森林整備を中心とした「環境重視の森林づくり」の取組 [いわて環境の森整備事業]

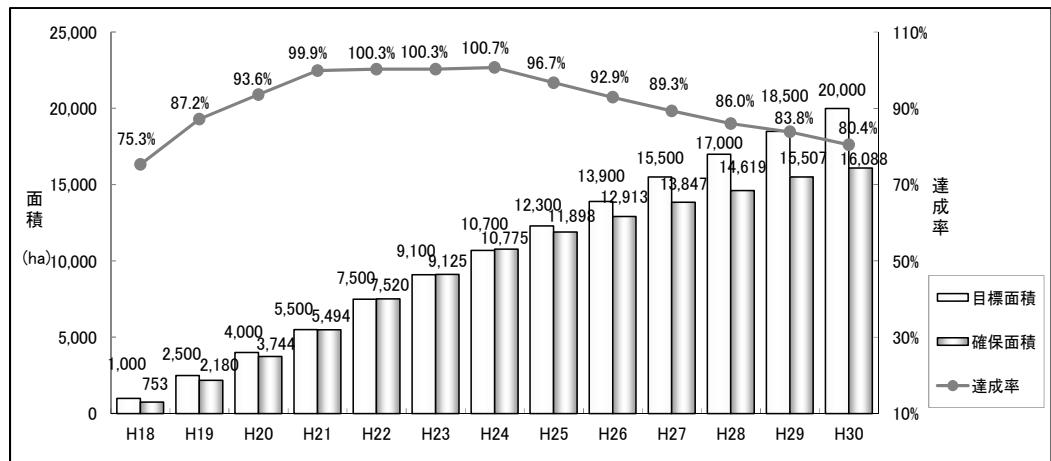
(1) 取組内容

水源涵養や土砂流出防止等の森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、公益上重要で、緊急に整備する必要のある森林について、針葉樹と広葉樹で構成される針広混交林への誘導、松くい虫被害木や枯損木等の除去、ナラ枯れ被害の予防などの取組を実施しています。

(2) 実績

ア 人工林の針広混交林への誘導

いわて環境の森整備事業を開始した平成18年度から30年度までの13年間で、公益上重要で緊急に整備する必要がある人工林16,088haにおいて、本数率で概ね5割の強度間伐（混交林誘導伐）を実施し、水源涵養や土砂流出防止等の森林が持つ公益的機能の維持増進を図りました。



〔いわて環境の森整備事業の施工地確保面積の推移〕



〔針広混交林誘導伐の実施状況〕

イ 松くい虫被害木・枯損木等の除去

(ア) 松くい虫被害木の除去

平成24年度（第2期）から、松くい虫被害先端地域における被害木除去を事業に追加し、約7haの整備を実施しました。

(イ) アカマツ林の広葉樹林化のための松くい虫枯損木等の除去

平成28年度（第3期）から、松くい虫枯損木等の伐採を事業に追加し、被害まん延地域の景勝地、主要道路及び公共施設の周辺において、約14haの整備を実施しました。



〔松くい虫感染源被害木除去〕



〔アカマツ林の広葉樹林化〕

ウ ナラ枯れ被害の予防のための高齢林の伐採

平成28年度（第3期）から、ナラ枯れ被害に強い若い森林への更新に向け、被害を受けやすい高齢林の伐採を事業に追加し、ナラ枯れ被害の周辺地域において、約21haの整備を実施しました。

(3) 課題

ア 人工林の針広混交林への誘導

公益上重要でありながら、これまで放置されていた森林が着実に整備され、水源涵養や土砂流出防止等の公益的機能が発揮されてきているところですが、東日本大震災津波からの復興工事に伴う支障木伐採や近年の国産材需要の拡大に伴う主伐の増加により、間伐等を行う労務が不足していることに加え、施工対象地の奥地化等により、事業対象森林の確保が計画どおりに進んでいない状況です。

これまでに混交林誘導伐が実施できなかった箇所や、手入れが行われず間伐が必要となった箇所などがあることから、管理不十分な森林における公益的機能の維持・増進を図るための森林整備に引き続き取り組む必要があります。

併せて、奥地に残っている公益上重要な森林を適切に管理するための作業道の整備や、整備した森林を適切に管理するための人材育成に取り組む必要があります。

イ 松くい虫被害木・枯損木等の除去

県内の松くい虫被害は拡大傾向にあるため、被害先端地域における被害木の徹底駆除に加え、被害まん延地域では、アカマツ以外の樹種への転換を進めていく必要があります。

ウ ナラ枯れ被害の予防のための高齢林の伐採

ナラ枯れ被害が確認されている区域の周辺地域では、被害を受けやすい高齢のナラ林について、被害木を含めた伐採利用を継続的に進め、被害に強い若い森林へ更新していく必要があります。

エ その他

県内には、人工林の伐採跡地で再造林によらなければ更新が困難な森林が存在していることから、公益的機能の発揮が求められる箇所での植栽を着実に進めていく必要があります。

3 県民理解の醸成などを中心とした「森林との共生」の取組

(1) 取組内容

地域住民や各種団体等が主体的に取り組む森林づくりの活動や森林の手入れを行う人材育成活動を支援することにより、県民の森林づくりへの参画を促進するとともに、森林環境学習や広く県民が利用する施設への県産木材・木製品の整備等を通じ、県民の森林環境保全に対する理解の醸成を図るための取組を実施しています。

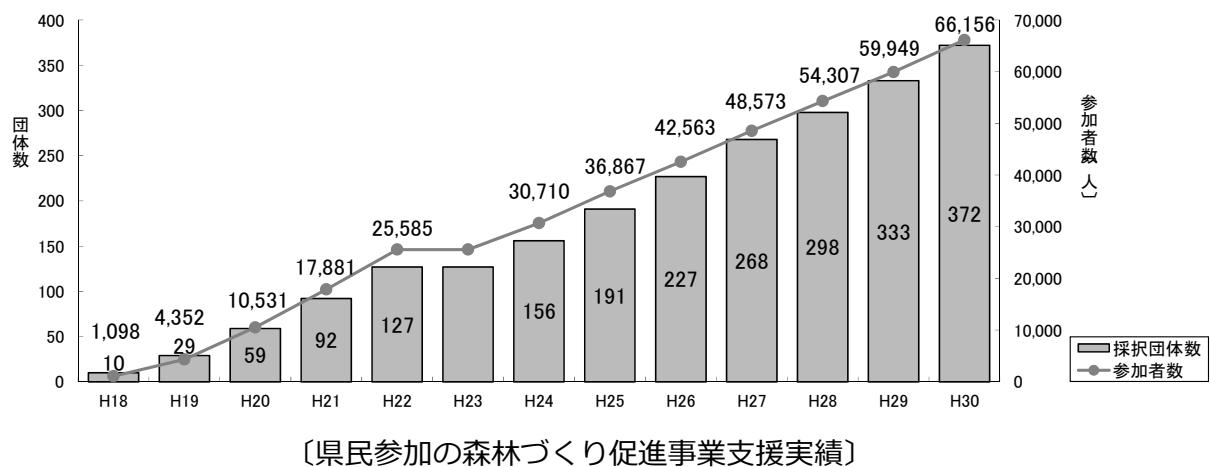
また、本県の森林を良好な状態で次の世代に引き継ぐために不可欠な「森林に対する理解の醸成」に向けて、児童・生徒をはじめ広く県民を対象に森林・林業を学習する機会を提供しています。

(2) 実績

ア 地域住民等が取り組む森林づくり活動の支援 [県民参加の森林づくり促進事業]

地域住民等が取り組む森林づくり活動には、事業を開始した平成 18 年度から平成 30 年度までの 13 年間(平成 23 年度は東日本大震災津波の影響で休止)で、延べ 372 団体、66,156 人の県民が参画しました。

また、平成 29 年度から新たに、地域住民等が共同で行う森林整備活動の取組を支援する国の「森林・山村多面的機能発揮対策事業」を県民参加の森林づくり促進事業に加え、平成 30 年度までの 2 年間で、さらに延べ 181 団体が里山林整備活動等を実施しました。



イ 児童・生徒等への学習機会の提供

[いわて森のゼミナール推進事業]

児童・生徒を対象に、平成 20 年度から開始した「森林学習会」には、平成 30 年度までに延べ 230 回、5,912 人が参加したほか、平成 22 年度から開始した地域の自発的な森林環境学習の取組を支援する「森の実践ゼミナール」には、地域の森林づくり活動をリードする指導者や自主的に活動する地域住民など延べ 651 人が参加しました。(平成 30 年度末実績)



[地域住民等による植樹の活動]



[森林学習会の実施状況]



ウ 森林の役割や公益的機能などの普及啓発

[いわての森林づくり普及啓発事業]

森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、テレビ・ラジオCM、新聞広告、パンフレット等の多様な手法で情報発信し、県民の森林づくりの関心を高めるとともに、「いわての森林づくり県民税」の認知度の向上に努めました。



〔左〕 小学5年生向けガイドブック

〔右〕 テレビCMの一例(一部拡大)

(3) 課題

ア 地域住民等が取り組む森林づくり活動の支援

県民主体の活動が定着していますが、新たな活動の掘り起こしにつながる普及啓発を展開することで、多くの県民に活動を広げていく必要があります。

イ 児童・生徒等への学習機会の提供

「森林学習会」では、児童・生徒から「森林に興味を持った」、「森林について調べたい」などの感想が寄せられ、実施した学校から「来年も実施したい」との要望が寄せられています。

一方、実施している学校の多くは小規模校で参加人数が限られていることから、児童・生徒をはじめとした多くの県民に森林・林業を学習する機会を提供していく必要があります。

ウ 森林の役割や公益的機能などの普及啓発

第2期からの重点事項として、県民税の認知度向上に取り組んできましたが、令和2年1月に実施した「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査」で「いわての森林づくり県民税」の認知度は、40.3%に留まりました。

目標の70%には届いていないことから、今後、県民等の認知度向上や森林環境保全に対する理解を広く得ていくための取組を強化する必要があります。

4 事業評価委員会の運営

(1) 設置目的

県では、いわての森林づくり県民税の施策の内容を県民に明らかにし、透明性の確保を図るため、納税者である県民や学識経験者等により構成される「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」を設置しています。

(2) 活動実績

事業評価委員会は、年間7回程度の会議を開催し、事業内容の評価のほか、施策に関する提言等を行っています。

【資料】いわての森林づくり推進事業実績

1 事業費

(単位:千円)

項目	H18～H22	H23～H27	H28～H30	合計
いわて環境の森整備事業	2,597,083	2,868,164	923,780	6,389,027
県民参加の森林づくり促進事業	58,772	63,819	101,745	224,336
いわて森のゼミナール推進事業	19,033	18,093	14,088	51,214
いわての森林づくり普及啓発事業	13,796	10,393	17,873	42,062
事業評価委員会運営費	11,886	8,549	3,949	24,384
事 業 費 計	2,700,570	2,969,018	1,061,435	6,731,023

2 取組状況

項目	H18～H22	H23～H27	H28～H30	合計	
いわて環境の森整備事業	目標面積 (ha)	7,500	8,000	4,500	20,000
	確保面積 (ha)	7,520	6,327	2,241	16,088
	箇所数	948	1,018	410	2,376
県民参加の森林づくり促進事業	目標数	115	158	117	390
	実施団体数	127	141	104	372
	参加人数(人)	25,585	22,988	17,583	66,156
	森林山村 多面的機能 発揮対策事業	活動組織数	—	181	181
いわて 森のゼミナール 推進事業	森林学習会	67回 2,426名	91回 1,843名	72回 1,643名	230回 5,912名
	森の実践ゼミナール	5地域 130名	15地域 348名	8地域 173名	28地域 651名



第3 森林・林業を取り巻く情勢の変化

1 社会情勢の変化

(1) 森林の持続的な管理がグローバルな目標に位置付け

平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において「持続可能な開発目標（SDGs）」が盛り込まれ、いわての森林づくり県民税の理念でもある森林の持続可能な管理の推進が、グローバルな目標として位置付けられています。



(2) 担い手減少等で適正な森林管理に影響

日本の人口は平成20年をピークに減少傾向を見せており、特に山村では高齢化や人口減少の進行とともに森林・林業を支える担い手の減少が進んでいます。

このため、森林の有する水源涵養や土砂流出防止等の公益的機能の維持増進と持続的な発揮に向けた取組の重要性は一層高まっています。

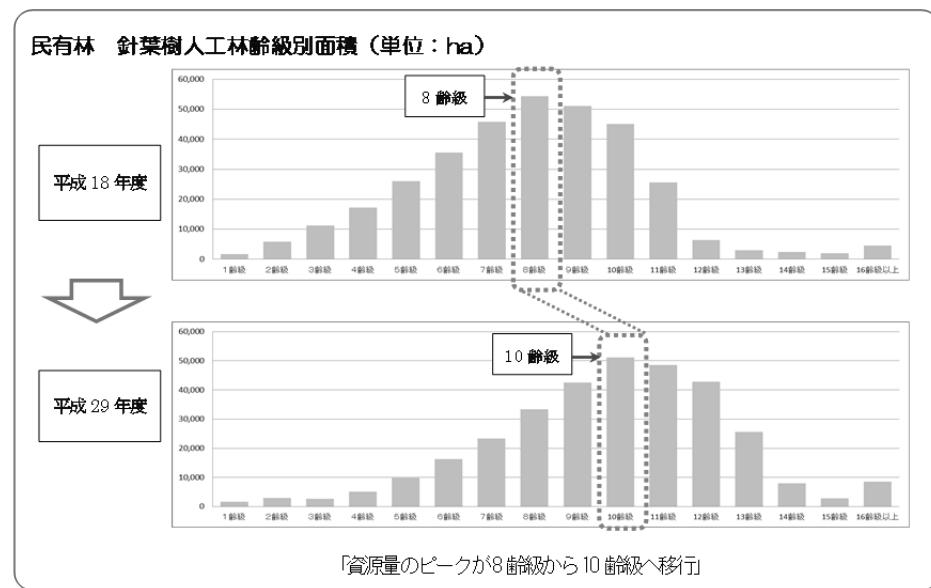
さらに、令和2年には新型コロナウィルス感染症の影響を受け、全国的な木材需要の減少が懸念されています。県内においても、木材製品の需要低下に伴い、木材生産をはじめ森林の適正な整備や森林資源の循環利用など、様々な分野に影響が及んでいます。

2 森林を取り巻く情勢の変化

(1) 県内の森林資源は本格的な利用期へ

いわての森林づくり県民税がスタートした平成18年度の民有林の人工林の齢級構成は、間伐が必要な8齢級（36～40年生）が最も多く存在していましたが、平成29年度は伐採適期を迎えた10齢級（46～50年生）が最も多く、本県の森林の多くが本格的な利用期を迎えています。

県内の伐採面積は、国産材需要の高まりや高性能林業機械の導入による素材生産体制の強化等により増加基調にありますが、民有林の再造林の割合が伐採面積の約4割にとどまっており、更新が図られず未立木地となっている箇所が存在していることから、公益的機能の発揮のため、植栽等による更新を着実に進める必要があります。



(2) 様々な森林被害の増加

ア 気象災害による被害

近年、県内各地では、台風や大雨などにより度重なる災害に見舞われており、災害に強い県土づくりのため、土砂流出防止や水源涵養等の多面的な機能を有する森林の整備と保全が求められていることから、健全な森林を育成していく必要があります。

イ 松くい虫被害

松くい虫被害は、昭和 54 年に一関市で初めて被害が確認されて以降、徐々に被害が北上し、平成 30 年度末時点では、内陸部は一戸町、沿岸部では釜石市まで被害区域が拡大しています。

松くい虫被害量は、平成 20 年以降、減少傾向で推移しているものの、平成 29 年度に初めて被害が確認された一戸町から県北のアカマツ地帯への広がりが懸念されることから、監視体制の強化と被害木の徹底駆除が必要となっています。

また、被害の激しい地域では、マツ林を樹種転換し、将来的な感染源を減らすとともに、景観を損ねたり、人身や施設に危害を及ぼす恐れの高い枯損木等を速やかに処理する必要があります。

松くい虫被害発生市町村の推移

昭和58年 平成20年 平成30年



ウ ナラ枯れ被害

ナラ枯れ被害は、内陸部では、平成 22 年に奥州市で初めてが確認されて以降、一関市、平泉町、西和賀町に被害が拡大し、沿岸部では、平成 25 年に大船渡市で被害が確認されて以降、陸前高田市から田野畠村まで被害区域が拡大し、平成 30 年度時点では県内 12 市町村で被害が確認されています。

被害の拡大を防ぐため、被害を受けやすい高齢のナラ林については、積極的に伐採し若返りを図り、被害に強い森林に更新する必要があります。

ナラ枯れ被害発生市町村の推移

平成22年

平成30年

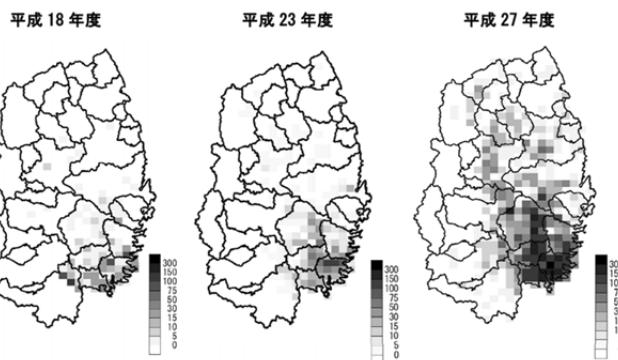


エ シカ被害

ホンシュウジカは、平成 18 年度時点では沿岸南部を中心に生息していましたが、平成 27 年度には秋田県境に位置する一部の市町村を除いた地域で捕獲されており、現在では県内のほぼ全域で生息していると考えられます。

植栽後の森林などには、防護柵や忌避剤散布、食害防止チューブの設置などにより、シカによる食害を防ぐための対策を適切に行っていく必要があります。

ホンシュウジカ生息域の推移



【出典】岩手県第 5 次シカ管理計画（岩手県環境生活部自然保護課）より抜粋

オ 林野火災被害

県内の森林では、これまで数年に一度大規模な林野火災が発生してきました。火災の原因は、野焼き、たき火等の人為的な原因が多くを占めています。

農家や入山者などへの注意喚起を徹底し、豊かな森林を林野火災から守っていくため、予防啓発や防火につながる活動を進めていく必要があります。

〔林野火災発生状況〕

(単位：件、ha)

年次	H18	H26	H27	H28	H29	H30
件数	26	46	51	59	44	33
面積	4.66	146.49	28.52	10.11	423.58	57.24

3 国の施策の動向

(1) 森林経営管理制度の創設

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進するため、平成 30 年 5 月に「森林経営管理制度」が成立し、市町村が仲介役となって経営管理が行われていない森林の所有者と担い手をつなぎ、森林整備を推進する「森林経営管理制度」が平成 31 年 4 月にスタートしました。

(2) 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

市町村が実施する森林整備等の財源として、平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和元年度から、市町村や県に対して「森林環境譲与税」の譲与が開始されています。

県では、「いわての森林づくり県民税」と「森林環境譲与税」の関係性について次のとおり整理していきます。

◆ 森林環境譲与税といわての森林づくり県民税の関係性について

森林環境の保全に関する施策を実施するいわての森林づくり県民税に対し、森林環境譲与税は、間伐等の森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされているため、両税による対象とする取組を概ね次のように整理します。

取組内容	森林環境譲与税の対象		いわての森林づくり県民税の対象
間伐等の森林整備	森林経営管理制度のもと、森林所有者が市町村へ経営管理を委託した森林において、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成等を図るために間伐等の森林整備を実施するもの。		森林経営計画※1又は経営管理権集積計画※2が策定されていない公益上重要な人工林において、概ね5割の間伐を実施し、下層の植生を健全なものにするとともに、針広混交林へ誘導するもの。
	森林の経営主体 森林の機能別区分	市町村 (経営管理権集積計画を作成)	森林所有者
	公益性が高い森林 (生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林など)	森林環境譲与税 (市町村が管理)	いわての森林づくり県民税 (所有者が管理)
人材育成・担い手の確保	林業アカデミーなどにおける林業技術者の育成や、意欲と能力のある林業経営体を育成するもの。	国庫補助事業等 (意欲と能力のある林業経営体が、市町村から委託を受け管理)	国庫補助事業等 (所有者が、森林経営計画を作成し自ら管理)
木材利用の促進等	公共施設等の木造・木質化等、木材利用を促進するもの。	県民の森林整備への参加を促すため、新たに森林整備活動を行う個人や団体等を対象に森林施業等の研修活動を行い、ボランティアやNPO等の多様な担い手を育成するもの。	

上記のほかに現在「いわての森林づくり県民税」では次のような事業に取り組んでいます。

- ・ 松くい虫被害感染源の除去
- ・ ナラ枯れ被害を受けない若い広葉樹林への更新
- ・ アカマツ枯損木等の伐採
- ・ 森林づくりへの県民参加の促進
- ・ 森林の役割等の普及啓発など

※1 「森林経営計画」

森林所有者又は委託を受けた者が経営を行う森林について作成する施業（伐採、造林、保育等）及び保護に関する計画

※2 「経営管理権集積計画」

市町村が森林経営管理制度に基づき、森林所有者から委託を受けた森林について作成する経営管理（伐採、造林、保育等）に関する計画

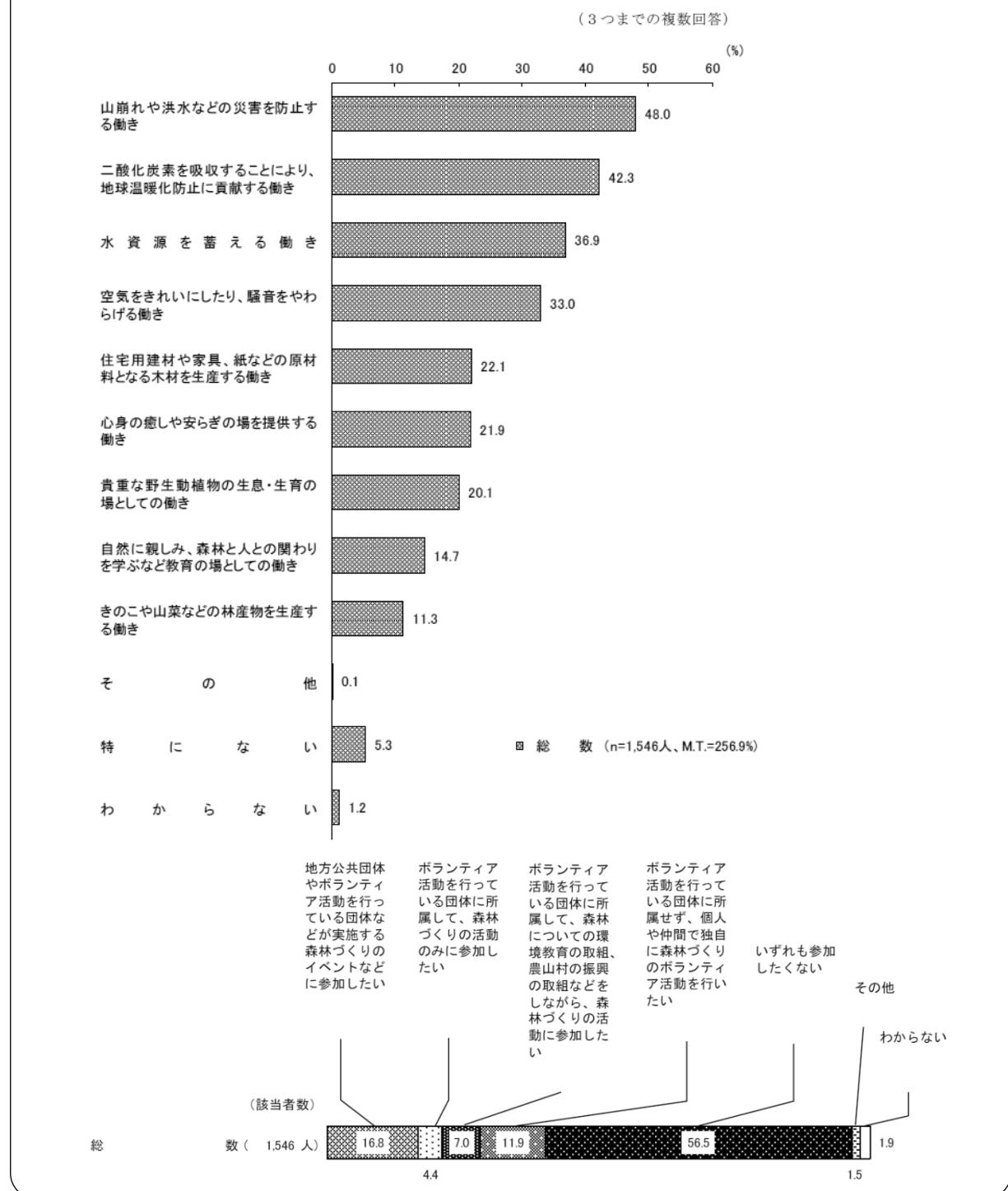
4 森林に対する国民の意識

内閣府が令和元年10月に行った「森林と生活に関する世論調査」では、森林に期待する働きとして、48%の方が「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」、次いで42%の方が「二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止に貢献する働き」を選択しています。

一方、森林づくりのボランティア活動については、57%が「参加したくない」と回答しており、森林に対する関心の低さも伺えます。

本県の豊かな森林環境を県民みんなで支えていくためには、県民が森林づくり活動へ進んで参画する働きかけを行う必要があります。

内閣府「森林と生活に関する世論調査」結果（令和元年10月）



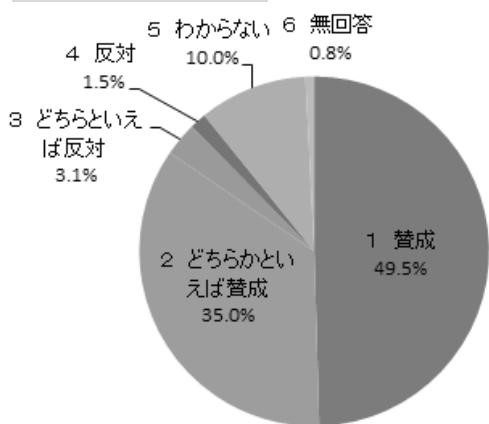
5 県民・市町村の意向

令和2年1月に実施した「いわての森林づくりに関する県民意識アンケート調査」では、8割を超える県民から本県民税の継続に賛成と回答いただいたほか、森林に対する地球温暖化防止や災害を軽減する働きへの期待や、未植栽地などへの造林や森林病害虫対策等への使途拡充を望む意見が多く寄せられました。令和3年度以降も県民税が継続する場合の期間については、約6割の方が現状と同じ5年でよいと回答し、課税額については、約7割の方が現状と同じ年間1,000円でよいと回答しました。

また、令和元年9月に実施した「いわての森林づくりに係る市町村アンケート調査」では、約9割の市町村が継続に賛成と回答しています。

○ 県民アンケート（抜粋）

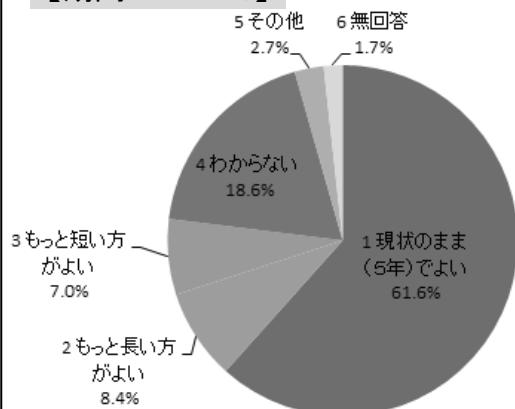
【継続について】



Q 現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続するとした場合、どう思いますか。

- ①現在の取組を今後も継続する場合に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」とした者は回答者の84.5%
- ②「反対」又は「どちらかといえば反対」とした者は4.6%
- ③「わからない」が10.0%

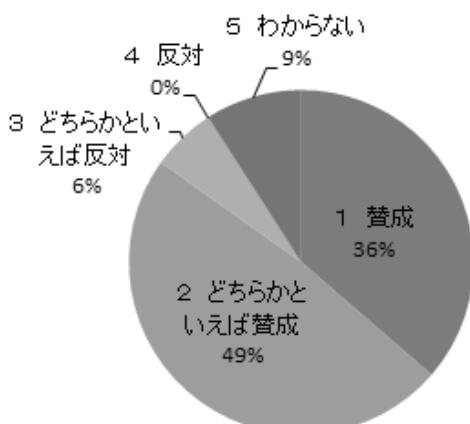
【期間について】



Q 令和3年度以降、県民税を継続する場合、その期間についてどう思いますか。

- ①「現状のまま(5年)でよい」とした者は回答者の61.6%
- ②「もっと長い方がよい」とする者の中、最も多い回答は「10年以上20年未満」の46人で、全回答者の5.3%

○ 市町村アンケート（抜粋）



Q 現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続するとした場合、どう思いますか。

【主な意見（抜粋）】

- ・ 森林環境譲与税をもってこれまで県民税を活用して実施してきた事業を行うことは、予算的に十分ではなく、専門的知識をもつ職員が不足している市町村では対応が困難。
- ・ 岩手県の森林整備の促進のためには、既存の事業と森林環境譲与税を活用した新規事業を並行して行うことが必要なため、今後も「いわての森林づくり県民税」を存続させ、県民税を活用した事業を継続的に行うよう要望する。

第4 いわての森林づくり県民税事業評価委員会による検討と提言

いわての森林づくり県民税事業評価委員会では、これまでの取組の評価を行うとともに、県民アンケート調査の結果、県民や県議会の意見に加え、森林・林業を取り巻く最近の情勢等を踏まえ、令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の基本的方向について検討を重ね、このたび次の趣旨の提言をいただきました。

1 取組の方向

本県の森林の公益的機能を維持・増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、緊急に整備が必要な森林を解消するための取組と県民の理解を醸成するための取組を引き続き進めるとともに、持続可能な森林整備等の新たな課題に対応していくため、今後も「いわての森林づくり県民税」を継続し、使途の拡大など施策の充実を図ることが必要。

2 課税期間及び負担額等

森林環境の保全に関する施策を充実させるため、現行と同じ課税負担額、課税期間とともに、基金残高の活用を図ることが必要。

(個人：年間1,000円、法人：資本金の額に応じ年間2,000円から80,000円、期間5年)

3 基本的な考え方と施策の方向

本県民税の目的を継承するため、これまでの施策を更に充実させて展開することが必要。

(1) 「環境重視の森林づくり」

緊急に整備が必要な森林の早期解消を図るとともに、主伐面積の増加や大雨災害の多発など森林を取り巻く情勢の変化に対応するための取組の拡充が必要。

〔具体的な施策〕

- ・公益上重要な人工林の針広混交林への誘導
- ・森林環境を保全する植栽
- ・森林病害虫対策
- ・気象災害を受けた森林の復旧 **新規**
- ・獣害対策 **新規**
- ・林野火災対策 **新規**
- ・公益林の整備や管理を行う路網整備 **新規**

(2) 「森林との共生」

県民の森林に対する関心を高め、森林環境保全に対する県民の参画と理解を進める観点から、木材利用の促進につながる取組や、地域の森林整備を進める人材の育成などの取組の拡充が必要。

〔具体的な施策〕

- ・地域住民等が取り組む森林づくり活動
- ・木材利用、木育の推進
- ・森林環境学習の展開
- ・普及啓発の強化
- ・地域の森林整備活動を推進する人材育成 **新規**

(3) 情勢の変化への対応

森林を取り巻く情勢の変化に対応するため、具体的な施策を柔軟に見直していくことが必要。

『「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について』(令和2年3月)を要約

第5 令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の制度と取組

県では、いわての森林づくり県民税事業評価委員会からの提言を踏まえ、県民の共通財産である森林を次の世代に良好な状態で引き継いでいくため、令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」の制度と取組を次のとおり取りまとめました。

1 いわての森林づくり県民税の制度

(1) 制度の継続

本県の森林を良好な状態で次の世代に引き継ぐため、緊急に整備が必要な森林の解消に向けた取組を進めていくとともに、持続可能な森林整備等の新たな課題への対応が求められています。

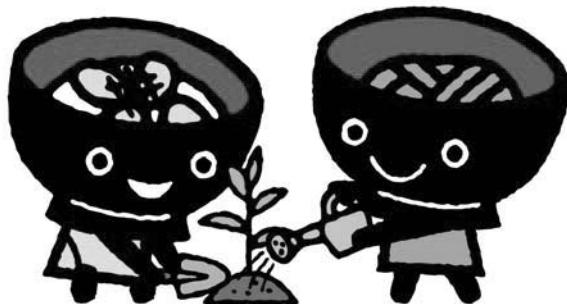
このため、令和3年度以降も「いわての森林づくり県民税」の制度を継続し、用途の拡大など施策の充実を図りながら、引き続き森林環境の保全に関する取組を実施していきます。

(2) 課税負担額、課税期間

県民アンケート調査では、今後も「いわての森林づくり県民税」の制度を継続する場合、課税負担額について約7割の方が現状と同じ年間1,000円でよいと回答しており、その期間については、約6割が現状と同じ5年でよいと回答しています。

「いわての森林づくり県民税」の制度は、県民の皆様の御理解と御協力の上で成り立つ制度であることを踏まえ、現行制度と同じ課税負担額・課税期間とします。

- 課税負担額 個人：1,000円／年間
法人：資本金に応じ2,000円～80,000円／年間
- 課税期間 5年



2 「いわての森林づくり県民税」の取組

本県の森林の有する公益的機能の維持・増進や持続的な発揮のため、「いわての森林づくり県民税」を活用し、引き続き「環境重視の森林づくり」と「森林との共生」を図る取組を展開していきます。

「環境重視の森林づくり」では、公益上重要な人工林の針広混交林への誘導、森林病害虫の防除対策を引き続き実施するほか、森林環境を保全する植栽を拡充するとともに、新たに、気象被害等を受けた森林の整備や、公益上重要な森林の整備や管理のための作業道の整備を支援していきます。

「森林との共生」では、地域住民等が取り組む森林づくり活動の支援を継続するとともに、木育の推進や公益的機能の維持・増進に繋がる県産木材の活用、森林環境学習の展開、県民理解の醸成に向けた普及啓発について取組を強化していきます。加えて、地域の森林整備活動を推進する人材育成に新たに取り組んでいきます。

また、取組については、情勢の変化に伴う課題に速やかに対応できるよう、期間の途中においても必要に応じて見直していきます。

なお、第3期の基金残高については、第3期までに実施できなかった管理不十分な森林の公益的機能の維持・増進を図るため、混交林誘導伐の計画的な実施に活用していきます。

(1) 「環境重視の森林づくり」の取組

ア 公益上重要な人工林の針広混交林への誘導 [継続]

【ポイント】

- 針葉樹と広葉樹の入り混じった森林に誘導する「混交林誘導伐」を実施

【内容】

- ・ 公益上重要で緊急に整備が必要な人工林について、水源涵養や土砂流出防止など森林の公益的機能の維持増進を図るため、引き続き、針葉樹と広葉樹の入り混じった森林に誘導する「混交林誘導伐」を実施します。 [継続]

イ 森林環境を保全する植栽 [拡充]

【ポイント】

- 公益上重要な伐採跡地への植栽や保育に係る支援を拡大
- 花粉の少ないスギ等の苗木の安定供給に必要な採取園整備を追加
- 植栽木を守るための柵の設置等の支援を追加

【内容】

- ・ 公益上重要で早急に更新が必要な伐採跡地の解消を図るため、適切な植栽や保育などを支援します。 [拡充]
- ・ 花粉の少ない森林への転換を促進するため、花粉の少ないスギ等の苗木の安定供給に必要な採種園を整備します。 [新規]
- ・ いわての森林づくり県民税事業で植栽した箇所の適切な成林を図るため、シカ等の獣害から植栽木を守るための柵の設置等を支援します。 [新規]

ウ 森林病害虫の防除対策 ［ 継続 ］

【ポイント】

- アカマツ林の樹種転換や高齢ナラ林の更新（若返り）を実施

【内容】

- ・ 松くい虫被害やナラ枯れ被害が拡大していることから、被害に強い森林づくりを進めるため、引き続き、アカマツ林の樹種転換や高齢ナラ林の更新（若返り）を支援します。

[継続]

エ 気象被害等を受けた森林の整備 ［ 新規 ］

【ポイント】

- 個人での復旧が困難な森林の被害木の除去等を追加
- 倒木のおそれのある枯死木等の伐倒処理を追加
- 林野火災予防啓発活動の展開を追加

【内容】

- ・ 台風や大雪等の気象被害を受け、個人では復旧が困難な森林において、公益的機能の回復を図るため、被害木の除去等を支援します。 [新規]
- ・ 倒木等による人身被害や施設損壊等の二次的被害を防ぐため、倒木のおそれのある枯死木等の伐倒処理を支援します。 [新規]
- ・ 林野火災から県民共通の財産である森林を守るために、県民に対する予防啓発活動を展開するとともに、地域で取り組む防火活動を支援します。 [新規]

オ 公益上重要な森林の整備や管理のための作業道の整備 ［ 新規 ］

【ポイント】

- 公益上重要な森林の整備や管理に必要な作業道開設等の支援を追加

【内容】

- ・ 公益上重要な未整備森林が奥地化していることから、混交林誘導伐や伐採跡地への植栽などの作業や管理に必要な作業道等の開設・補修を支援します。

[新規]

(2) 「森林との共生」の取組

ア 地域住民等が取り組む森林づくり活動 ［ 継続 ］

【ポイント】

- 地域住民や団体等が主体的に取り組む活動の支援を継続

【内容】

- ・ 県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画を促進するため、引き続き、地域住民や団体等が主体的に取り組む「森林を守り育てる活動」、「森林を学び活かす活動」、「里山等を保全する活動」等を支援します。 [継続]

イ 木育の推進や公益的機能の維持・増進につながる県産木材の活用〔拡充〕

【ポイント】

- 県産木材を活用した環境整備の支援対象を拡大

【内容】

- ・ 児童・生徒をはじめとする多くの県民が、木との触れ合いを通じて、木材利用の意義や森林づくりの大切さの理解を深め、豊かな森林資源に恵まれた岩手で暮らす魅力を実感できるよう、県産木材の温もりや心地よさを身近に感じることができる環境整備を支援します。

[拡充]

ウ 森林環境学習の展開〔拡充〕

【ポイント】

- 森林公園等の森林環境教育の拠点機能強化を追加

【内容】

- ・ 県民の森林・林業に対する理解を醸成するため、児童生徒をはじめ広く県民を対象として、多様な森林環境学習の機会を引き続き提供します。 [継続]
- ・ 森林との触れ合いや学ぶ機会を幅広い年齢層に提供するため、森林公園等において、木製遊具や遊歩道の整備などを進め、森林環境教育の拠点としての機能を強化します。

[拡充]

エ 普及啓発の強化〔拡充〕

【ポイント】

- 本県開催の全国植樹祭を契機とした情報発信の強化等

【内容】

- ・ 森林環境保全に対する県民意識の醸成を図るため、森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、引き続き多様な手法で情報を発信します。 [継続]
- ・ 森林・林業の役割や重要性等の県民理解を深めるため、本県で開催する第73回全国植樹祭や関連する取組を通して、「森林づくり」や「いわての森林づくり県民税」等の情報発信を行っていきます。 [拡充]

オ 地域の森林整備活動を推進する人材育成〔新規〕

【ポイント】

- 地域の森林整備活動を推進する人材育成を追加

【内容】

- ・ 地域における森林整備活動を進めるため、環境の森整備事業など「環境重視の森林づくり」や、県民参加の森林づくり促進事業など「森林との共生」を目的とした取組をコーディネートする人材を育成します。 [新規]

第6 最終案のとりまとめに向けて

「令和3年度以降のいわての森林づくり県民税（素案）」については、今後、県内各地で開催する地域説明会のほか、パブリックコメントや県民アンケート調査などを通じて、県民の皆様から様々な御意見や御提言をいただくこととしています。

県では、県民の皆様からいただいた御意見や御提言を踏まえ、より効果的な事業内容となるよう検討を重ね、11月に最終案を取りまとめることとしています。

いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査について

1 調査の目的

これまでの「いわての森林づくり県民税」を活用した森林環境を保全するための取組の評価と今後の森林整備等の施策のあり方等の検討に資するため、県民の方々を対象としてその意識と意向を明らかにするため、県民意識アンケート調査を実施。

2 調査の内容

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 調査対象 | 県内に居住する 18 歳以上の男女個人 2,000 人 |
| (2) 抽出方法 | 選挙人名簿から無作為抽出 |
| (3) 調査方法 | 設問票によるアンケート調査（郵送） |
| (4) 調査時期 | 令和 2 年 1 月 |
| (5) 回答数 | 860 件（回収率 43.0%） |

3 調査結果

※「本県の森林づくりの方向性」に関する設問結果を抽出

(1) 施策の方向性に関して

ア 現行の仕組みや使途の継続について

現行の取組を今後も継続することに「賛成」又は「どちらかといえば賛成」とした割合は、回答者の 84.5%（前回 H26 : 63.7%）

イ 令和 3 年度以降継続する場合の期間について

「現状（5 年）のままでよい」とした割合は、回答者の 61.6%（前回 H26 : 40.3%）

ウ 令和 3 年度以降継続する場合の負担額について

「現状（1,000 円）のままでよい」とした割合は、回答者の 68.6%（前回 H26 : 65.5%）

(2) 具体的な施策に関して

ア 現在の森林環境保全の取組を今後どのようにすべきと考えるか

主要な使途事業について、「より充実」又は「このまま」継続とする者が、概ね 7割 を超える結果

間伐による森林環境整備（79.1%）、県民が行う森林づくり活動の支援（77.2%）、
児童生徒等を対象とした森林環境学習（77.2%）、森林づくりのための啓発・PR（75.5%）、
いわての森林づくり県民税事業評価委員会の運営（65.0%）

イ 令和 3 年度以降継続する場合、使い道として取り組むべきと考える取組は何か

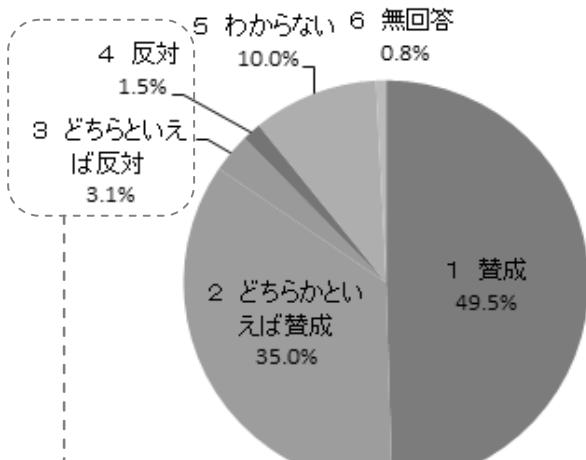
回答者の支持が最も高いものは「間伐による森林整備」（支持率 62.3%）、次いで、「担い手育成」（59.3%）、「県産木材等の利用促進」（52.3%）と続く。

県民意識アンケート調査結果に見る「今後のいわての森林づくりの方向性」

(「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査」結果から)

1 施策の方向性について

(1) 現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続するとした場合、どう思うか。



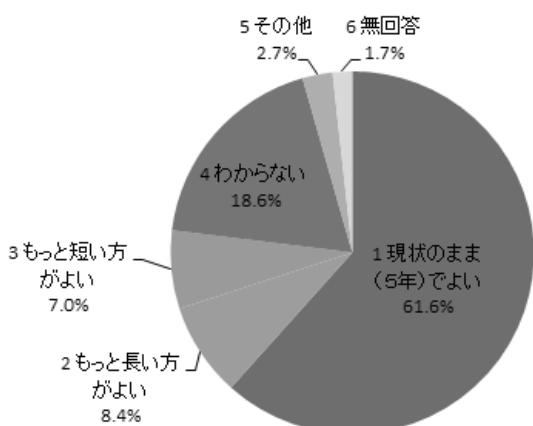
- ①現在の取組を今後も継続する場合に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」とした者は回答者の 84.5%
- ②「反対」又は「どちらかといえば反対」とした者は 4.6%
- ③「わからない」が 10.0% の結果

(2) 継続に反対の理由は何か (反対とする者 4.6% の内数)

現在の森林の状態で問題がないから	1人
森林整備は森林所有者がするべきだから	14人
森林の環境保全に关心がないから	0人
税負担は好ましくないから	18人
施策の内容が適切でないから	4人
その他	8人
わからない	1人
無回答	1人

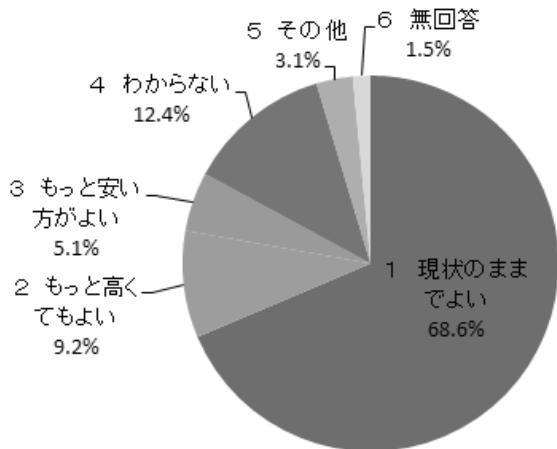
- ①今後の継続に「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した者(4.6%)の理由は、「税負担は好ましくないから」とした者が 18 人 (全回答者の 2.1%)
- ②次いで、「森林整備は森林所有者がするべき」が 14 人(全回答者の 1.6%)の結果

(3) 令和 3 年度以降、県民税を継続する場合、その期間についてどう思うか。



- ①「現状のまま(5年)でよい」とした者は回答者の 61.6%
- ②「もっと長い方がよい」とする者のうち、最も多い回答は「10年以上20年未満」の 46 人で、全回答者の 5.3% の結果

(4) 令和3年度以降継続する場合、その負担額についてどう思うか。

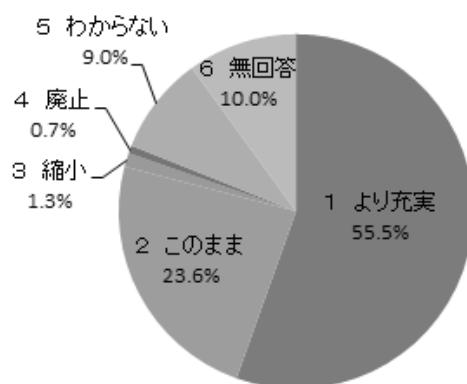


- ①「現状のまま(1,000円)でよい」とした者は回答者が68.6%
②一方、「もっと安い方がよい」とした者は5.1%で、このうち最も多かった回答は「500円以下」の29人で、全回答者の3.4%の結果

2 具体的な施策について

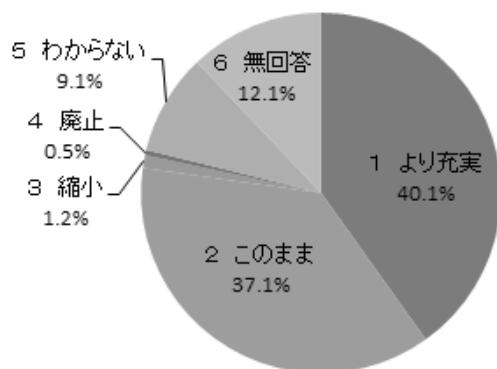
(1) 現在の森林環境保全の取組について、今後どのようにすべきと考えるか。

ア 間伐による森林環境の整備（いわて環境の森整備事業）



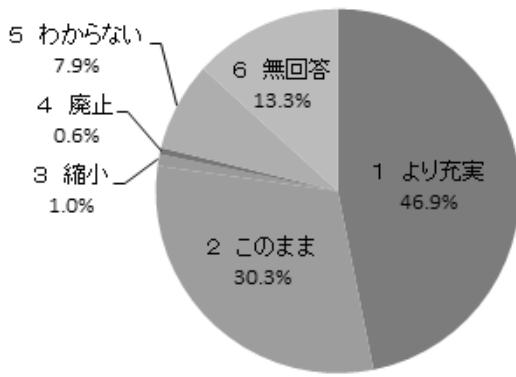
- ①「より充実」と回答した者が55.5%、「このまま」とした者が23.6%で、計79.1%の者が当該施策の継続又は充実と回答
②「縮小」又は「廃止」とした者は2.0%の結果

イ 県民が行う森林づくり活動の支援（県民参加の森林づくり促進事業）



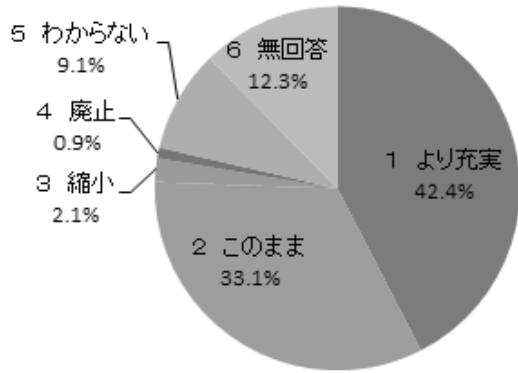
- ①「より充実」と回答した者が40.1%、「このまま」とした者が37.1%で、計77.2%の者が当該施策の継続又は充実と回答
②「縮小」又は「廃止」とした者は1.7%の結果

ウ 児童生徒等を対象とした森林環境学習（いわて森のゼミナール推進事業）



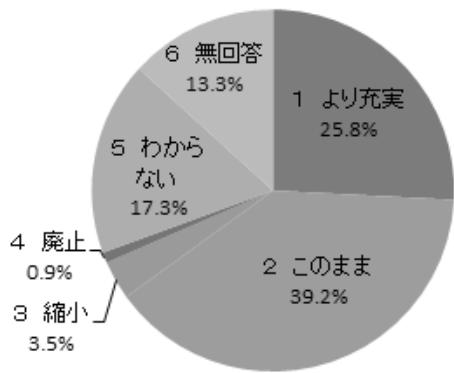
- ①「より充実」と回答した者が46.9%、「このまま」とした者が30.3%で、計77.2%の者が当該施策の継続又は充実と回答
②「縮小」又は「廃止」とした者は1.6%の結果

エ 森林づくりのための啓発・PR（いわての森林づくり普及啓発事業）



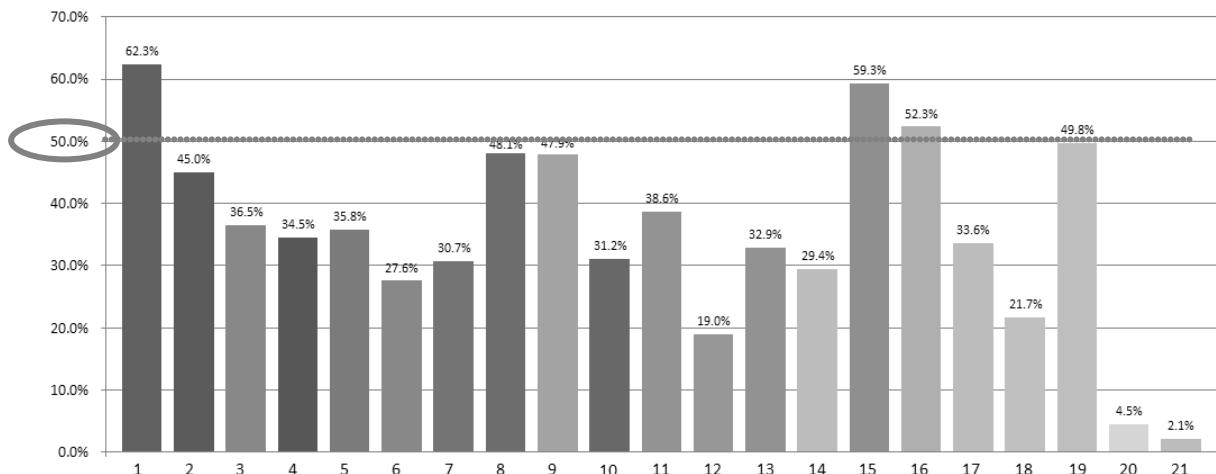
- ①「より充実」と回答した者が42.4%、「このまま」とした者が33.1%で、計75.5%の者が当該施策の継続又は充実と回答
②「縮小」又は「廃止」とした者は3.0%の結果

オ いわての森林づくり県民税事業評価委員会の運営



- ①「より充実」と回答した者が25.8%、「このまま」とした者が39.2%で、計65.0%の者が当該施策の継続又は充実と回答
②「縮小」又は「廃止」とした者は4.4%の結果

(2) 令和3年度以降継続する場合、使い道として取り組むべきと考える取組は何か。(複数回答可)



使途として取り組むべきと考えられるものとして、

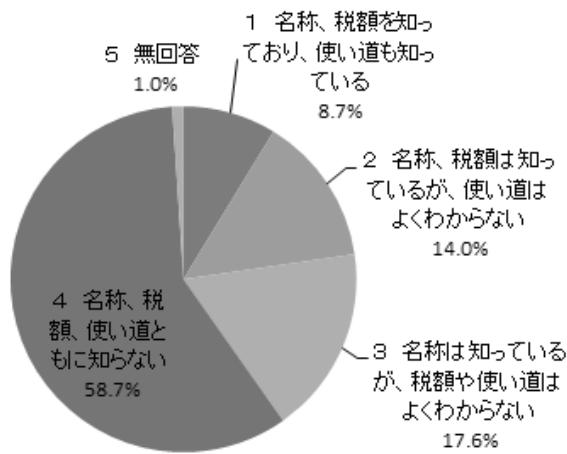
①「間伐による森林環境の整備」が 62.3% と最も高い

②次いで「森林整備を行う担い手育成 (59.3%)」、「県産木材等の利用促進 (52.3%)」と続く結果

- 1 間伐による森林環境の整備
- 2 伐採後の未植栽地などへの造林（苗木の植栽）
- 3 花粉の少ないスギ苗木の生産
- 4 除伐、枝打ち、つる切りなどの森林整備（間伐、造林以外）
- 5 野生動物の出没の抑制を図るための見通しの良い里山等の整備
- 6 森林の整備や管理に必要な作業道等の整備
- 7 シカ等による樹木への食害の防止対策
- 8 林内環境の健全化（松くい虫被害等の森林病害虫対策、景観の整備など）
- 9 山火事予防対策（防火帯の整備、山火事防止機材の整備など）
- 10 ボランティア活動など地域主体の森林づくり活動の促進
- 11 森林の役割や森林づくりの必要性の普及・啓発（森林・林業の役割等のPR、イベント開催など）
- 12 学校林整備を通じた森林整備に対する理解醸成
- 13 森林環境学習などによる森林とのふれあいの促進
- 14 県民が森林にふれあえる森林公園等の充実
- 15 森林整備を行う担い手の育成
- 16 県産木材等の利用促進（学校への机等の導入支援、企業等での県産木材製品の利用促進など）
- 17 木質バイオマスエネルギーの利用促進
- 18 木育の促進（木製玩具利用の促進や木製遊具の設置など）
- 19 東日本大震災津波からの復興のために森林資源を活かす活動
- 20 その他
- 21 未回答

3 いわての森林づくり県民税の認知度について

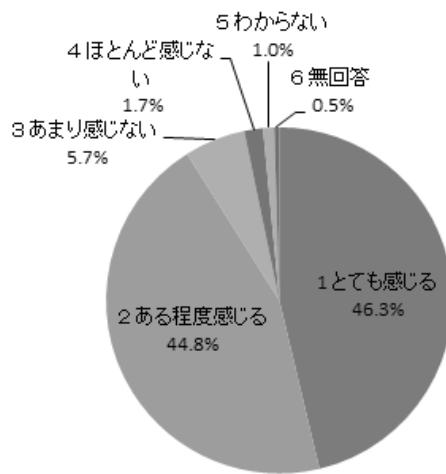
(1) 岩手県が平成18年度に導入した「いわての森林づくり県民税」（個人で年額1,000円を納めていること）を知っているか。



- ①名称を知っているとした者の合計は、
40.3%
②「名称、税額、使い道ともに知らない」と
した者は58.7%の結果

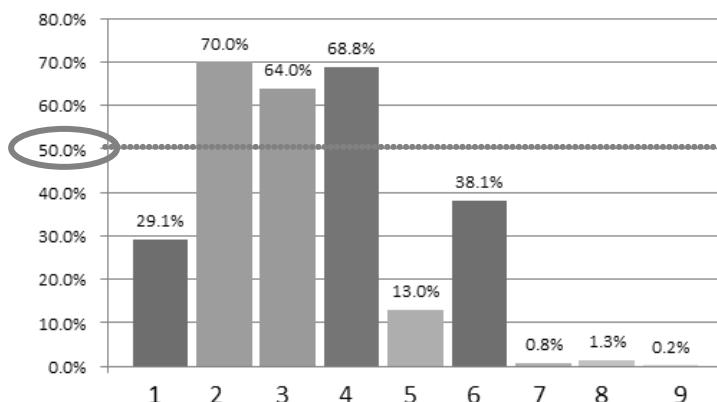
4 森林に対する意識について

(1) 森林に親しみや安らぎを感じるか。



- ①「とても感じる」又は「ある程度感じる」とし
た者は91.1%
②「ほとんど感じない」又は「あまり感じな
い」とした者は7.4%の結果

(2) 森林にどのような働きを期待しているか。 (3つまで回答)



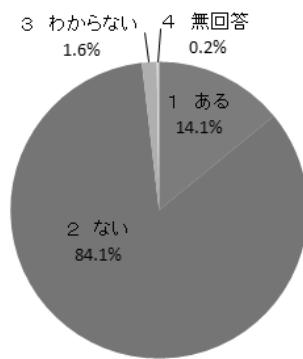
①「地球温暖化防止の働き」に期待する者が 70.0%と最も高い

②次いで、「災害を軽減する働き(68.8%)」、「良質な水を供給する働き(64.0%)」と続く結果

- 1 木材等を生産する働き
 2 二酸化炭素の吸収などによる地球温暖化防止の働き
3 水を蓄え、浄化により良質な水を供給する働き
 4 山崩れや洪水などの災害を軽減する働き
 5 行楽の場の提供や人に安らぎを与える働き
- ※5割を超える項目に下線

- 6 動植物の生育・生息の場としての働き
 7 その他
 8 わからない
 9 無回答

(3) 森林づくりのためのボランティア活動に参加したことはあるか。

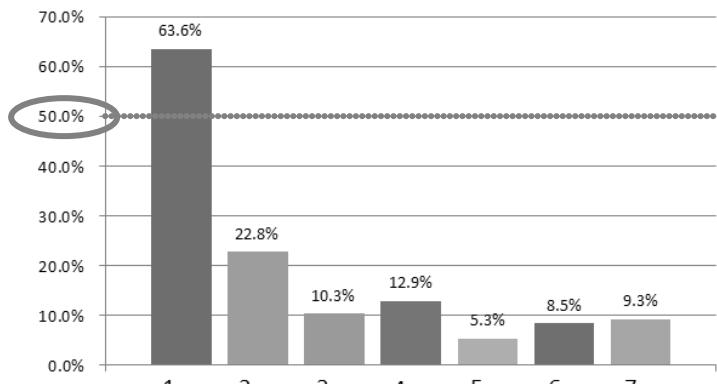


①「参加したことがない」とした者が84.1%

②一方、「参加したことがある」とした者は 14.1%の結果

(4) 森林づくりのためのどのようなボランティア活動に参加したことがあるか。

参加したことがない場合は、どのような活動や作業に参加したいと思うか。
 (複数回答可)



①「苗木の植樹活動」に参加したことがある、または参加したいと回答した者は 63.6%

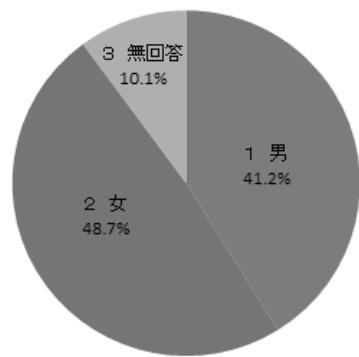
②次いで、「下草刈り作業(22.8%)」、「除間伐作業(12.9%)」と続く結果

- 1 苗木の植樹活動
 2 苗木の成長を助ける下草刈り作業
 3 枯れ枝を落とす枝打ち作業
 4 樹木の成長を助ける除間伐作業
- ※5割を超える項目に下線

- 5 倒木や間伐木の林外への運び出し作業
 6 その他
 7 無回答

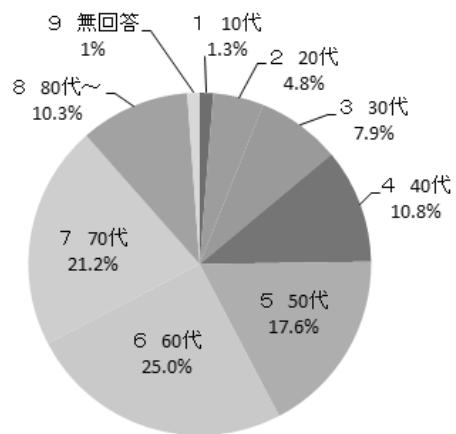
5 回答者の概要について

(1) 回答者の性別



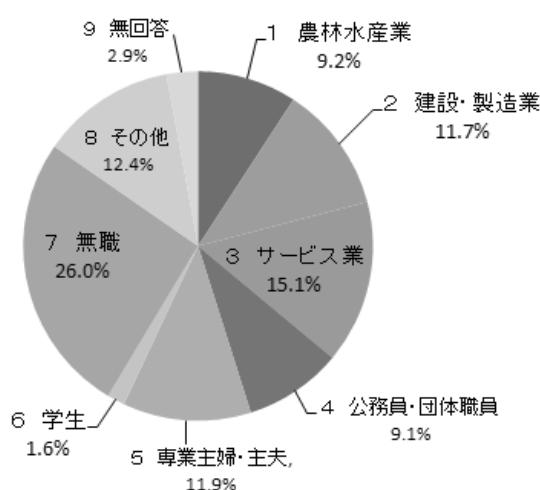
回答者の性別は「女性」が48.7%、「男性」が41.2%の結果

(2) 回答者の年代



回答者の年代は「60代」が25.0%で最も多く、次いで、「70代(21.2%)」、「50代(17.6%)」、「40代(10.8%)」と続く結果

(3) 回答者の職業



回答者の職業は「無職」が26.0%で最も多く、次いで「専業主婦・主夫(11.9%)」、第3次産業である「サービス業(15.1%)」、第2次産業である「建設・製造業(11.7%)」、第1次産業である「農林水産業(9.2%)」の結果

「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について

令和2年3月

いわての森林づくり県民税事業評価委員会

目 次

はじめに	1
1 これまでの取組の評価	2
2 森林・林業を取り巻く情勢の変化	7
3 県民等からの意見・提言	12
4 森林環境譲与税といわての森林づくり県民税の関係性	15
5 第3期終了後の県民税の基本的方向（提言）	17

はじめに

いわての森林づくり県民税を活用した事業の実施に際して、審査・評価や、施策に関する提言を行うことを目的に、第三者機関として「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」が設置されています。

岩手県では、すべての県民が森林から様々な恩恵を受けており、森林は公共的な財産であるという観点に立ち、森林の公益的機能を維持、増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、県民の理解と協力の下に、平成18年度から22年度までを期間とした「いわての森林づくり県民税」制度を創設し、各種施策を実施してきました。

さらに、平成23年度から27年度までを第2期として、平成28年度から令和2年度までを第3期として、節目節目で事業内容を見直しながら、森林環境の保全に係る施策を継続して実施してきています。

当委員会では、今般、これまでの県民税を活用した事業の成果を評価するとともに、県民アンケート調査の結果、県民や県議会からの御意見、さらには森林・林業を取り巻く最近の情勢等を踏まえ、「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について取りまとめ、提言します。

1 これまでの取組の評価

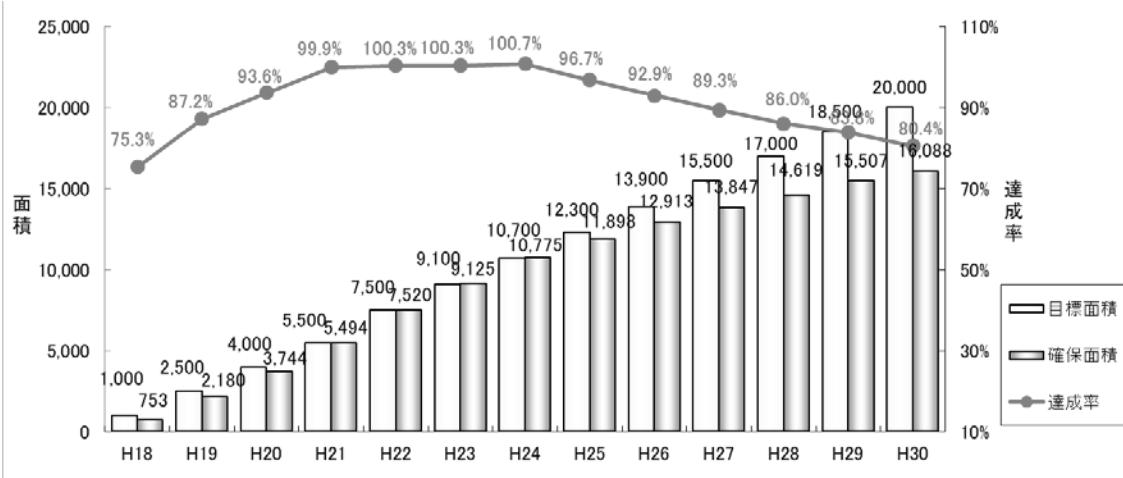
(1) 環境重視の森林づくり

ア いわて環境の森整備事業

実績

- (ア) 水源の涵養や県土の保全等の森林の公益的機能の維持・増進を図るため、公益上重要で、緊急に整備する必要のある森林について、針葉樹と広葉樹で構成される針広混交林に誘導する強度間伐を平成18年度の事業開始から平成30年度までの13年間で、計画面積20,000haに対して、16,088haの事業対象森林において実施しました。
- (イ) 第2期(平成24年度)から、松くい虫被害先端地域における被害の拡大防止のため、混交林誘導伐とあわせた被害木の駆除を行い、平成24年度に7ha実施しました。
- (ウ) 第3期(平成28年度)から新たに、アカマツ林の広葉樹林化を進めるため、松くい虫被害まん延地域の景勝地、主要道路及び公共施設の周辺において、枯損木等の伐採を平成28年度から平成30年度までの3年間で、約14ha実施しました。
- (エ) また、同時にナラ枯れ被害に強い若い森林へ更新し、ナラ枯れ被害の拡大予防を図るため、ナラ枯れ被害の周辺地域において、被害を受けやすい高齢・大径木林を伐採利用を平成28年度から平成30年度までの3年間で、約21ha実施しました。
- (オ) 同じく、第3期から事業メニューに追加した、裸地等の森林への移行が困難箇所への植栽については、これまでの実績はありませんでした。

○ いわて環境の森整備事業の施工地確保面積の推移



評価

- (ア) これまで放置されていた森林が着実に整備されることによって、水源かん養や土砂流出防止等の公益的機能が発揮されていますが、近年は、事業計画どおりに進んでいない状況です。

このため、第3期の期間で実施できなかった箇所や、手入れが行われず間伐が必要な箇所など、管理不十分な森林が存在することから、公益的機能の維持・増進を図るために森林整備に取り組むとともに、公益林を適切に管理するための路網整備を行う必要があります。

(イ) 松くい虫被害は拡大傾向にあることから、被害先端地域では、被害木の徹底駆除に取り組む必要があります。

被害まん延地域では、枯損木に加え、健全木も併せて伐採し、木材の有効利用と被害拡大の防止対策を同時に行う、樹種転換を進めていく必要があります。

(ウ) ナラ枯れ被害の周辺地域では、被害を受けやすい高齢大径のナラ林について、被害木を含めて伐採利用し、被害に強い若い森林へ更新していく必要があります。

(エ) 県内には、人工林の伐採跡地で再造林がされていない箇所が存在していることから、公益的機能の発揮が求められる箇所での植栽が進むよう取り組んでいく必要があります。

【参考】平成18年度～30年度事業実施の効果（試算）

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活と深くかかわっています。

「いわて環境の森整備事業」で整備した森林のうち、評価が可能な一部の機能について、「林野公共事業における事前評価マニュアル（林野庁）」を用いて試算した結果は次のとおりです。

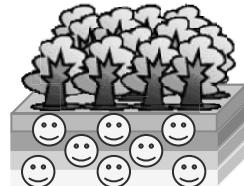
（1）整備した森林（16,088ha）による効果 …… 約741億円の効果

① 水源かん養機能の向上 …… 約610億円の効果 ※1

⇒約1,100万kℓの水資源を新たに貯留

[⇒ 約11万3千人の年間生活用水量に相当]

※1：ダムによる洪水量調整や水道代金等のコストで代替した場合



② 土砂流出防止機能の向上 …… 約99億円の効果 ※2

⇒ 年間30万m³の土砂流出を抑止

[⇒ 年間あたり、小学校の25mプール802杯分の土砂に相当]

※2：ダムによる土砂を保全するコストで代替した場合

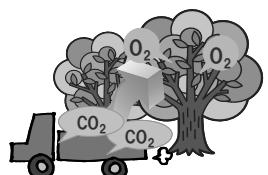


③ 二酸化炭素吸収効果 …… 約32億円の効果 ※3

⇒37,200t／年の二酸化炭素を吸収

[⇒ 自家用車 約1万6千台が1年間に排出するCO₂の量に相当]

※3：火力発電所で二酸化炭素を分離回収するコストで代替した場合



（2）雇用の創出による山村地域の活性化

森林の間伐作業は、ほとんどが人力作業により行われるため、事業の実施は2,132人（年間164人）に相当する雇用創出につながると推定され、山村地域の活性化が図られています。



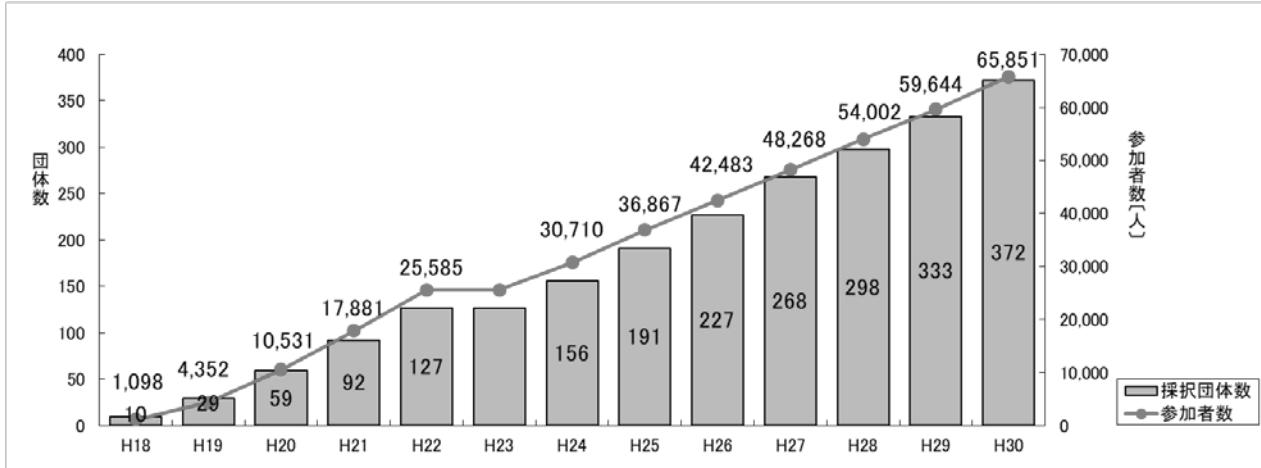
(2) 森林との共生

ア 県民参加の森林づくり促進事業

実績

- (ア) 地域住民や各種団体等が主体的に取り組む、森林づくり活動や森林の手入れを行う人材育成活動を支援することにより、県民の森林づくりへの参画を促進しました。また、森林環境学習や広く県民が利用する施設への県産木材・木製品の整備等を通じ、森林環境保全に対する県民の理解の醸成を図りました。
- (イ) 平成 18 年度の事業開始から平成 30 年度までの 13 年間（平成 23 年度は東日本大震災津波の影響で休止）で、活動団体数は延べ 372 団体、活動参加者では、延べ 65,851 人の県民が森林づくりに参画しました。
- (ウ) 平成 29 年度から新たに、地域住民等が共同で行う森林整備活動の取組を支援する国の「森林・山村多面的機能発揮対策事業」を県民参加の森林づくり促進事業に加え、平成 30 年度までの 2 年間で、さらに延べ 181 団体が里山林整備活動等を実施しました。

○ 県民参加の森林づくり促進事業実績（森林・山村多面的機能発揮対策事業を除く）



- (エ) 県民参加による森林づくりを推進し、植樹や育樹活動を行い、森林の恵みに感謝する行事として、平成 19 年度から「いわての森林の感謝祭」を開催（平成 23 年度は東日本大震災津波の影響で中止）してきました。



平成 30 年度 宮古市開催



令和元年度 大船渡市開催

評価

- (ア) これまで、継続して多様な活動を全県で支援したことにより、活動団体数・参加者数とともに着実に増加しており、森林環境保全に対する県民の参画が進んでい

ます。

(イ) 引き続き、県民の多様なニーズを踏まえた事業を展開するとともに、事業の普及と県民が直接参加するイベント等による積極的な情報発信を強化することが必要です。

イ いわて森のゼミナール推進事業

実績

(ア) 本県の森林を良好な状態で次の世代に引き継ぐためには、森林に対する理解の醸成が不可欠であることから、児童・生徒をはじめ広く県民を対象に森林・林業に関して学習する機会を提供しました。

(イ) 平成 20 年度から開始した児童・生徒を対象とする「森林学習会」には、これまでに延べ 227 校 6,513 人が参加しているほか、平成 22 年度から開始した地域の自発的な森林環境学習の取組を支援する「森の実践ゼミナール」には、地域活動をリードする指導者や自主的に活動する地域住民など延べ 791 人が参加しました。



久慈市 夏井小学校（森林学習会）



指導者研修会（森の実践ゼミナール）

評価

(ア) 「森林学習会」では、多くの児童・生徒から「森林に興味を持った」、「森林について調べたい」などの感想が寄せられているほか、事業を実施した学校からは「来年も実施したい」との要望が多く寄せられています。

この事業を実施している学校は小規模校が多いことから、大規模校などへ、さらに活動を展開していくことが必要です。

(イ) 「森の実践ゼミナール」では、活動プラン作成の支援を受けた地域住民が「県民参加の森林づくり促進事業」や「森林・山村多面的機能発揮対策事業」を活用して、里山林の整備等に取り組んでおり、引き続き、活動プランの実現に向けて支援を継続することが必要です。

ウ いわて森林づくり普及啓発事業

実績

(ア) 森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、テレビ・ラジオ CM、新聞広告、パンフレット等の多様な手法で情報

発信し、県民の森林づくりに係る関心を高めるとともに、「いわての森林づくり県民税」の認知度向上に努めました。

(イ) 令和2年1月に実施した「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査」では、「いわての森林づくり県民税」の認知度は、40.3%となりました。

評価

(ア) 第2期からの重点事項として、県民税の認知度向上に取り組んできましたが、目標の70%には届いていない状況です。

(イ) 県民等の認知度向上や森林環境保全に対する理解を広く得ていくための取組が必要です。

(2) いわての森林づくり基金の残高

実績

東日本大震災津波の発災以降、県内の林業事業体は、復興工事に伴う支障木伐採や、国産材の需要拡大に伴う主伐の増加により、間伐を担う作業員を確保しにくい状況が続いていました。

このため、「いわて環境の森整備事業」の施工面積は、平成25年度頃から減少傾向で推移しており、いわての森林づくり基金の取崩額が税収（基金積立額）を下回る状態が続いた結果、平成30年度末現在の基金残高は、約22億5千万円となりました。

評価

基金残高の発生は、「いわて環境の森整備事業」が計画どおりに事業実施できなかつたことが原因であることから、森林の公益的機能の維持・増進を図るため、引き続き積極的に公益的機能の発揮が求められる森林の整備に取り組む必要があります。

2 森林・林業を取り巻く情勢の変化

(1) 社会情勢の変化

ア 平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、2016 年から 2030 年までの間に取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が盛り込まれました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」では、持続可能な森林経営の推進が重要なターゲットとなっており、本県の豊かな森林環境を良好な状態で次の世代に引き継ぐことを目的とする「いわての森林づくり県民税」の考え方と相通じるものとなっています。

イ 一方、日本の人口は、平成 20 年の約 1 億 2,800 万人をピークとして、減少局面に入っています。特に森林・林業を支える山村は、高齢化・人口減少等が他地域に先駆けて進行し、集落機能を維持することが困難な地域もあるなど、厳しい状況に置かれています。

ウ このような中、森林の有する水源かん養や県土保全等の公益的機能の維持増進と持続的な発揮に資するための取組の重要性は一層高まっています。

(2) 森林を取り巻く情勢の変化

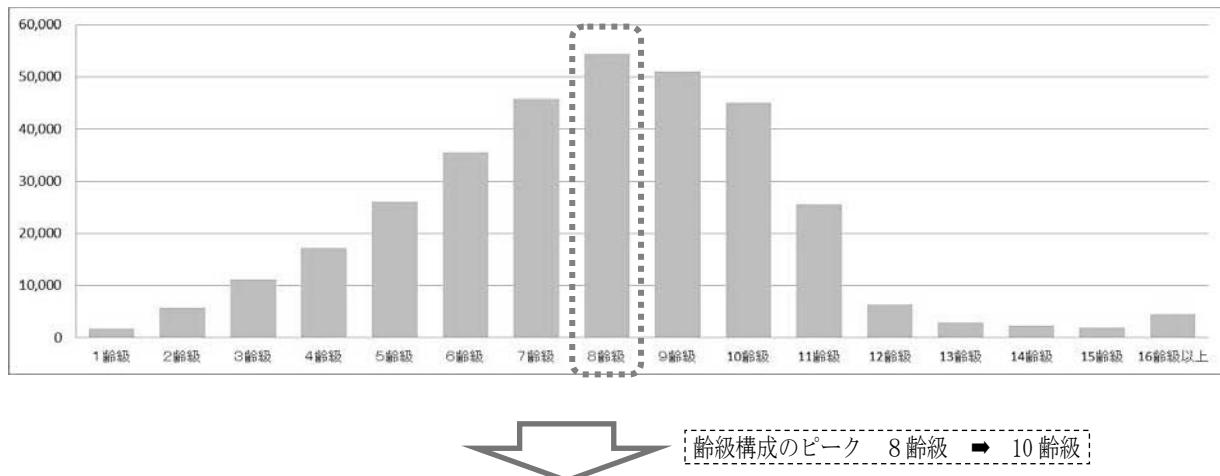
ア 森林資源の高齢級化（本格的な利用期へ）

（ア）民有林の人工林の齢級構成は、平成 18 年度は 8 齢級（36～40 年生）がピークでしたが、平成 29 年度は 10 齢級（46～50 年生）がピークとなり、高齢級化に伴って、利用期を迎えています。

（イ）近年は、国産材需要の高まりや、高性能林業機械の導入等による素材生産体制の強化により、伐採面積は増加基調にありますが、再造林率は約 4 割にとどまるなど、森林の適切な更新を図る必要があります。

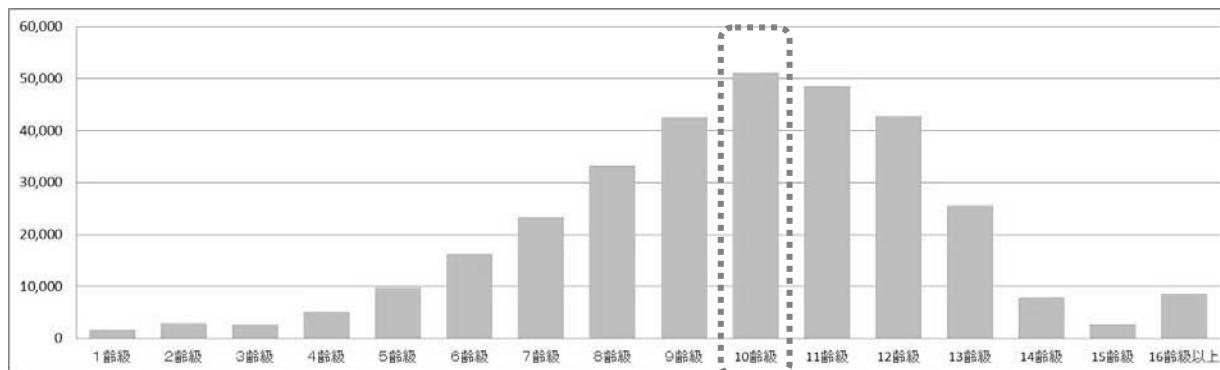
○ 平成 18 年度民有林針葉樹人工林齡級別面積（県民税創設時）

(単位 : ha)



○ 平成 29 年度民有林針葉樹人工林齡級別面積

(単位 : ha)



イ 森林被害の増加

(ア) 気象災害による被害

近年、県内各地において、度重なる台風や大雨災害などに見舞われ、土砂流出の防止や水源かん養などの多面的な機能を有する森林の整備と保全の重要性が一層高まっていることから、災害に強い県土づくりのため、健全な森林を育成していく必要があります。

(イ) 松くい虫被害

昭和 54 年に一関市で初めて被害が確認されて以降、徐々に被害が北上してきました。平成 20 年以降は、被害量は減少ないし横ばいで推移しているものの、被害区域は拡大しており、平成 30 年度末時点では、内陸部は一戸町、沿岸部では釜石市で被害が確認されています。

とりわけ、平成 29 年度初めて被害が確認された一戸町から、県北のアカマツ地帯への広がりが懸念されることから、監視体制の強化による潜在被害木も含めた徹底駆除が必要です。

被害まん延地域では、松林の樹種転換により将来的な感染源を減らすとともに、景観を損ねたり、人身や施設に加害する恐れの高い枯損木を速やかに処理する必要があります。

○ 松くい虫被害発生市町村の推移

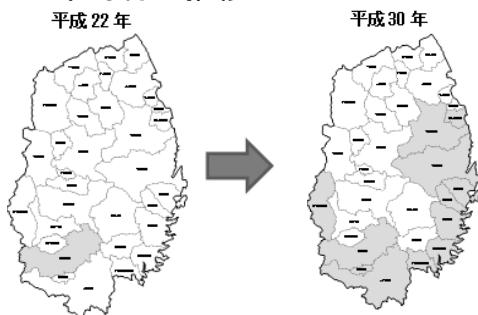


(ウ) ナラ枯れ被害

平成 22 年に奥州市で初めて確認されて以降、内陸部では、一関市、平泉町、西和賀町で被害が確認されています。沿岸部では、平成 25 年に大船渡市で被害が確認されて以降、急速に北上し、平成 30 年度時点で、田野畠村から陸前高田市までの市町村で被害が確認されています。

伐倒くん蒸と併せ、被害を受けやすい高齢大径のナラ林については、積極的に伐採利用して、被害に強い森林への更新を促進する必要があります。

○ ナラ枯れ被害発生市町村の推移

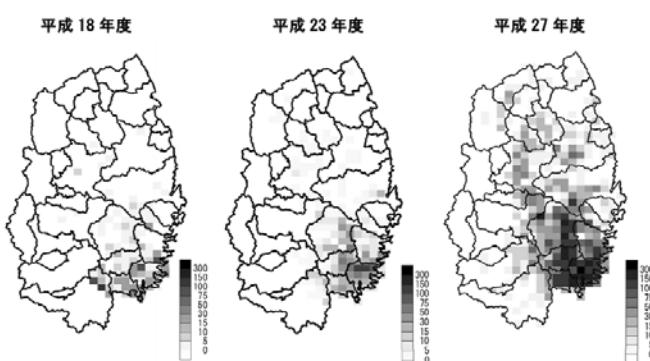


(エ) シカ被害

ホンシュウジカは、平成 18 年度は沿岸南部を中心に生息していましたが、平成 27 年度には秋田県境に位置する一部の市町村を除き県内の全域で捕獲されていることから、現在では、県内のほぼ全域に生息していると考えられます。

防護柵や忌避剤散布、食害防止チューブの設置などにより、シカ被害の対策を適切に行っていく必要があります。

○ ホンシュウジカ生息域の推移



【出典】岩手県第 5 次シカ管理計画（岩手県環境生活部自然保護課）より抜粋

(才) 林野火災被害

林野火災発生状況は、数年毎に大規模な火災が発生しています。発生原因は、野焼き、たき火等の人為的な原因が多くを占め、春先は山菜取りなどの入山者も増加することから、農家や入山者へ注意喚起を行う必要があります。

また、火災が発生した場合、初期消火活動や復旧に資する路網を整備する必要があります。

○ 林野火災発生状況

(単位：件、ha)

年次	H18	H26	H27	H28	H29	H30
件数	26	46	51	59	44	33
面積	4.66	146.49	28.52	10.11	423.58	57.24

(3) 国の施策の変化

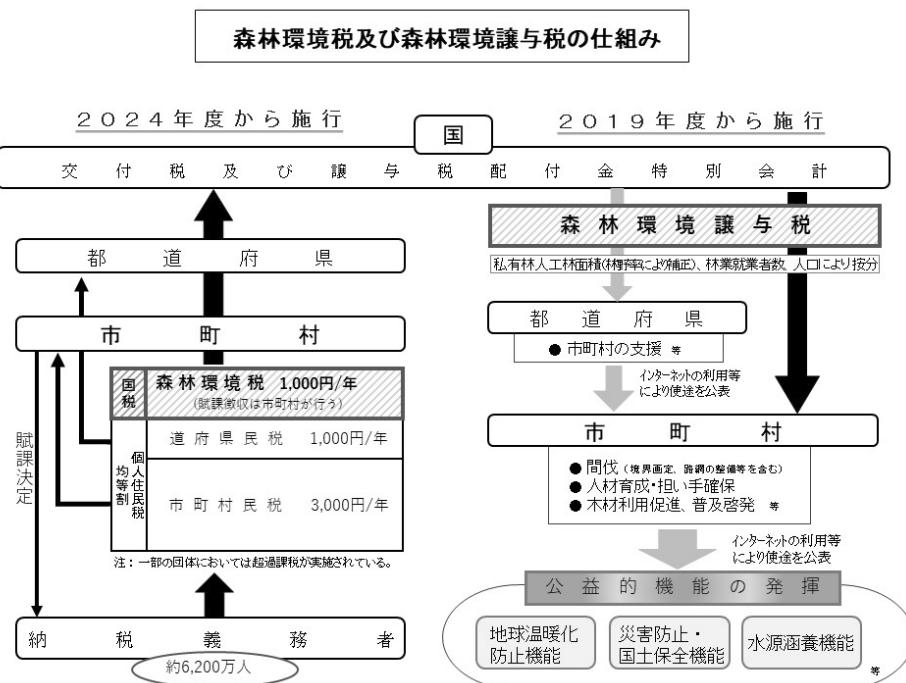
ア 森林経営管理制度の創設

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のため、平成30年5月に「森林経営管理制度」が成立し、新たな森林管理システム（森林経営管理制度）がスタートしました。

イ 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

市町村が実施する森林整備等の財源として、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和元年度から、市町村や県に対して「森林環境譲与税」の譲与が開始されています。

○ 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

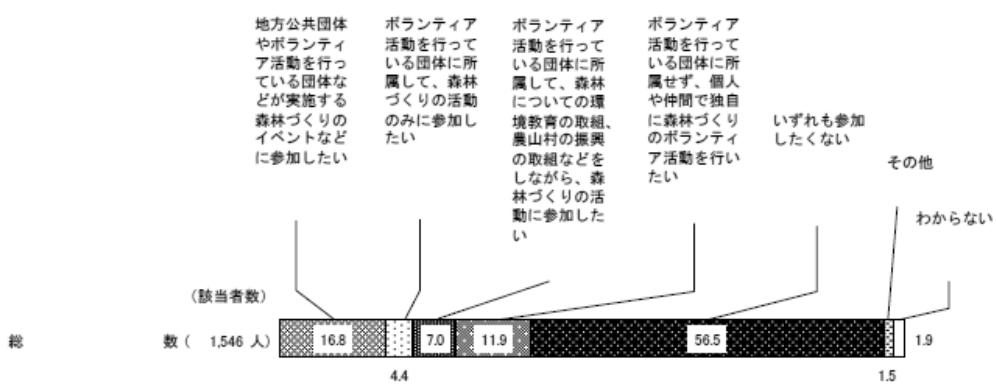
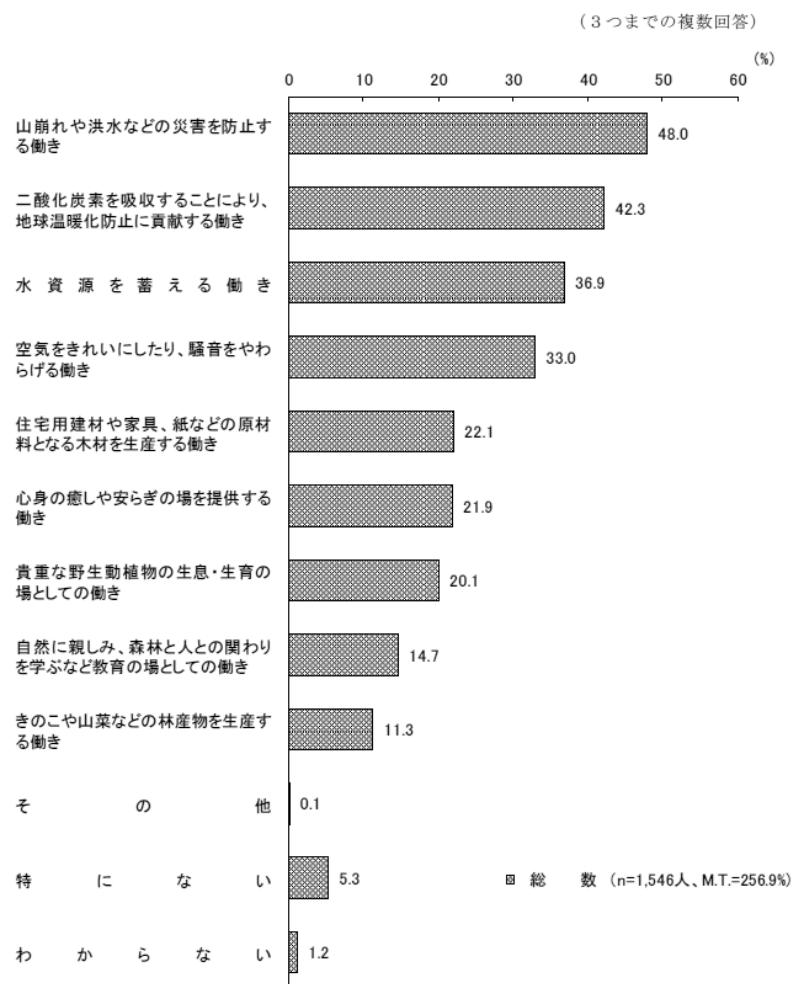


(4) 森林に対する国民の意識

内閣府が令和元年10月に行った「森林と生活に関する世論調査」によれば、森林に期待する働きとして、48%が「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」、42%が「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」を選択しています。

一方、森林づくりのボランティア活動については、57%が「参加したくない」と回答しており、本県の豊かな森林環境を県民みんなで支えるためには、県民が森林づくり活動へ進んで参画するような働きかけを行う必要があります。

○ 内閣府「森林と生活に関する世論調査」結果（令和元年10月）



3 県民等からの意見・提言

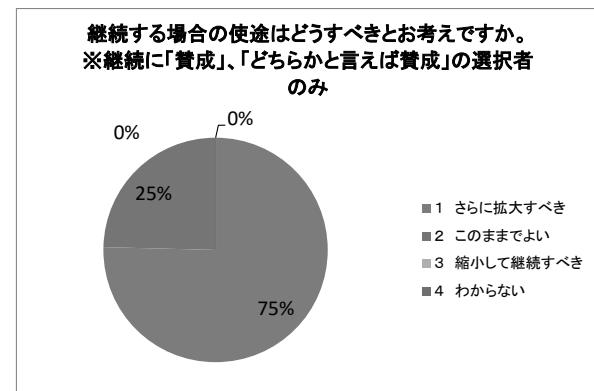
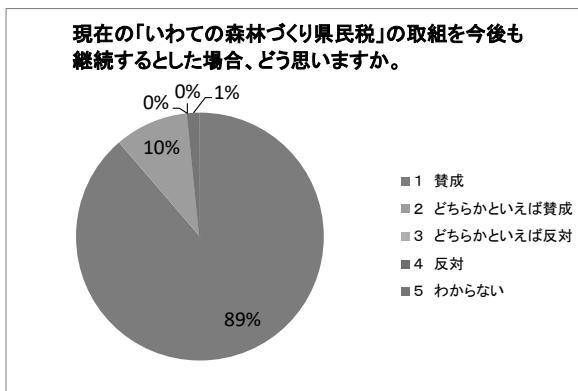
(1) 県民

ア 県民懇談会の結果

「いわての森林づくり県民税」の今後の方向性について、広く県民や関係団体等から意見を伺うため、令和元年10月に県内4箇所で「県民懇談会」を開催しました。

懇談会では、「今後の継続を希望する意見」が多数寄せられたほか、「作業道や再造林などへの使途拡大」、「いわて環境の森整備事業の補助要件の緩和」、「国の森林環境税との違いについて丁寧な説明が必要」等の意見をいただきました。

○ 県民懇談会の概要



【主な意見】

- 環境の森整備事業は、山がきれいになり、所有者から喜ばれる。まだ間伐が必要なところがあるので、より内容を充実させて継続してほしい。
- 県民が参加して行う岩手の豊かな森林づくりのための事業なので、継続してほしい。
- 国の森林環境税は、森林管理制度に基づく林業生産活動が目的なのであれば、県民税は、公益上重要な森林の整備、里山等の景観保全、倒木等による災害対策などの森林環境の保全を目的に進めていけばよい。

イ アンケート調査の結果等

「いわての森林づくり県民税」の今後の方向性について、県民の意向を明らかにするため、令和2年1月、県民2,000名（無作為抽出）を対象に「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査」を実施しました。

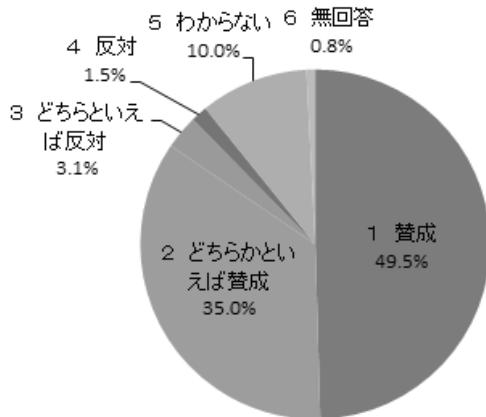
アンケート調査では、8割を超える方が継続に賛成し、令和3年度以降も県民税が継続する場合、その期間については、約6割の方が現状と同じ5年でよいと回答しました。課税額については、約7割の方が現状と同じ年間千円でよいと回答しました。

また、県議会では、再造林への支援や病害虫・鳥獣害被害対策、花粉症対策、森林公園の施設整備、木育等について、「いわての森林づくり県民税」の使途を拡大して対応すべきとの提言が出されています。

○ 県民アンケートの概要

【継続について】

現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続するとした場合、どう思いますか。



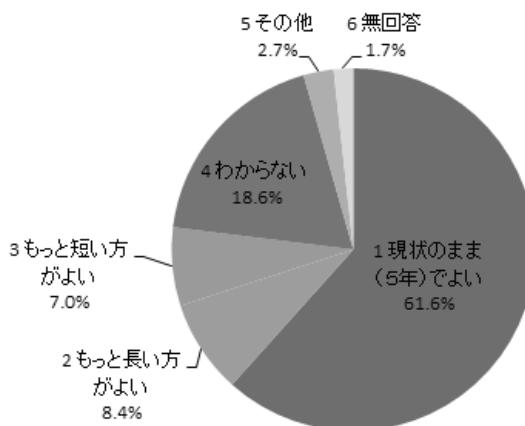
①現在の取組を今後も継続する場合に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」とした者は回答者の84.5%

②「反対」又は「どちらかといえば反対」とした者は4.6%

③「わからない」が10.0%の結果

【期間について】

令和3年度以降、県民税を継続する場合、その期間についてどう思いますか。

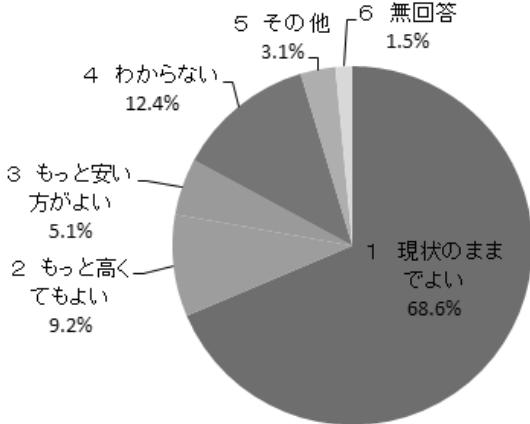


①「現状のまま(5年)でよい」とした者は回答者の61.6%

②「もっと長い方がよい」とする者の中、最も多い回答は「10年以上20年未満」の46人で、全回答者の5.3%の結果

【課税額について】

令和3年度以降継続する場合、その負担額についてどう思いますか。



①「現状のまま(1,000円)でよい」とした者は回答者の68.6%

②一方、「もっと安い方がよい」とした者は5.1%で、このうち最も多い回答は「500円以下」の29人で、全回答者の3.4%の結果

(2) 市町村

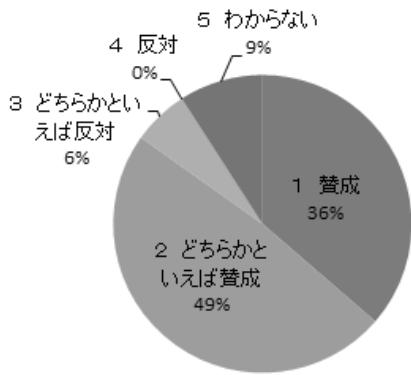
ア 「いわての森林づくり県民税」の今後の方向性について、市町村の意向を明らかにするため、「いわての森林づくりに係る市町村アンケート調査」を実施しました。

アンケート調査では、「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続することについて、「約9割の市町村が賛成」となっています。

また、使途については、間伐による森林環境の整備、苗木の植栽、作業道等の整備、病害虫対策、担い手育成、県産木材の利用促進については、5割を超える市町村が取り組むべきと回答しています。

○ 市町村アンケートの概要

現在の「いわての森林づくり県民税」の取組を今後も継続するとした場合、どう思いますか。



【主な意見】

- 森林環境譲与税の譲与をもってこれまで県民税を活用して実施してきた事業を行うことは、予算的に十分ではなく、専門的知識をもつ職員が不足している市町村では対応が困難である。

よって、岩手県の森林整備の促進のためには、既存の事業と森林環境譲与税を活用した新規事業を並行して行うことが必要ととらえているため、今後も「いわての森林づくり県民税」を存続させ、県民税を活用した事業を継続的に行っていただきますよう要望いたします。

(3) 団体

ア 県内の森林・林業関係団体で組織される岩手県森林・林業会議から、「いわての森林づくり県民税」を再造林へ活用することの要望が出されています。

○ 令和元年度森林・林業会議要望（抜粋）

1 再造林促進対策の推進について

(4) 「いわての森林づくり県民税」の再造林事業への活用

森林の有する公益的機能の継続発揮とともに、増大する国産材需要への対応を図っていくためには、循環型林業の確立が重要であり、間伐に加えて主伐後の再造林が確実に行われるよう、いわての森林づくり県民税の活用をお願いします。

4 森林環境譲与税といわての森林づくり県民税の関係性

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐等の森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に、また、県においては、「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

このため、これらの使途について、いわての森林づくり県民税と森林環境譲与税が両輪となって効率的に運用されるように考え方を整理する必要があります。

(1) 間伐等の森林整備

ア 森林環境譲与税

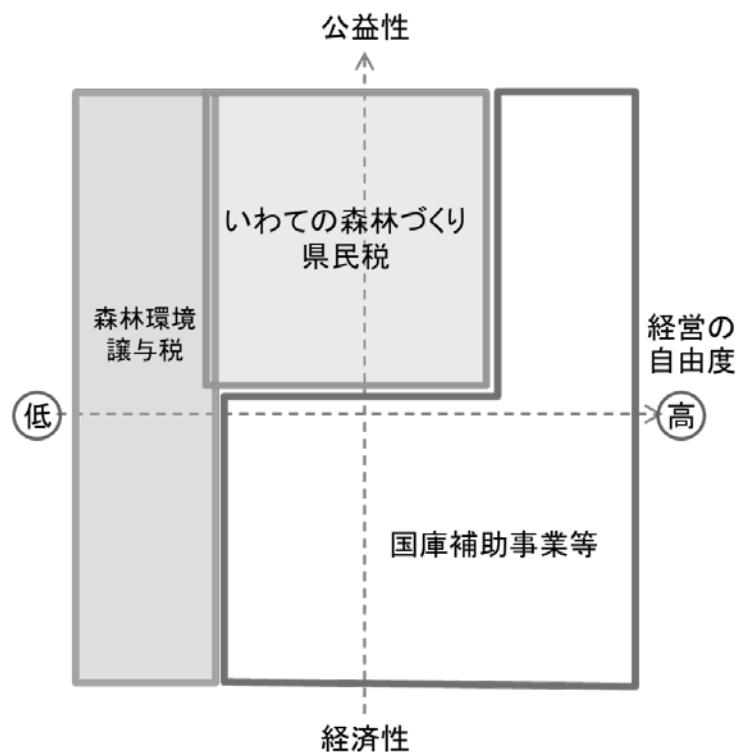
森林経営管理制度のもと、森林所有者が市町村へ経営管理を委託した森林において、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成等を図るために間伐等の森林整備を実施するものです。

イ いわての森林づくり県民税

公益上重要な人工林において、概ね5割の間伐を実施し、下層の植生を健全なものにするとともに、針広混交林へ誘導しようとするものです。

○ 森林環境譲与税といわての森林づくり県民税による森林整備のイメージ

整備が必要な森林について、公益性や、森林経営に対する所有者の意向の反映具合（自由度）によって、森林環境譲与税やいわての森林づくり県民税等の関係性を整理したイメージは次のとおりです。



(2) 人材育成・担い手の確保

ア 森林環境譲与税

意欲と能力のある林業経営体や、林業アカデミーなどにおいて林業技術者を育成するものです。

イ いわての森林づくり県民税

県民の森林整備への参加を促すため、新たに森林整備活動を行う個人や団体等を対象に森林施業等の研修活動を行い、ボランティアや NPO 等の多様な担い手を育成するものです。

森林環境譲与税 県民税



(3) 木材利用の促進等

ア 森林環境譲与税

公共施設等の木造・木質化等、木材利用を促進するものです。

イ いわての森林づくり県民税

森林環境保全に対する県民理解を醸成するため、木材への親しみや木の文化への理解を深めることを目的として、木育等の森林環境学習を進めるものです。

森林環境譲与税 県民税



(4) その他、いわての森林づくり県民税の使途で対応しているもの

いわての森林づくり県民税では、次の取組に対応しています。

- ・ 松くい虫被害感染源の除去
- ・ ナラ枯れ被害を受けない若い広葉樹林への更新
- ・ アカマツ枯損木等の伐採
- ・ 森林づくりの県民参加の促進
- ・ 森林の役割等の普及啓発

5 第3期終了後の県民税の基本的方向（提言）

1 取組方向

【まとめ】

- 本県の森林の公益的機能を維持、増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、緊急に整備が必要な森林を解消するための取組と県民理解醸成の取組を引き続き進めるとともに、持続可能な森林整備等の新たな課題に対応していくため、今後も「いわての森林づくり県民税」を継続し、使途の拡大など施策の充実を図ることが必要です。
- 森林環境の保全に関する施策を充実させるため、県民の意向を尊重しつつ、現行と同じ課税負担額、課税期間とともに、基金残高の活用を図ることが必要です。
(個人：年間千円、法人：資本金の額に応じ年間2千円から8万円、期間5年)

(1) 緊急に整備が必要な森林の解消

平成18年度から令和2年度までの期間、本県民税を活用した針広混交林に誘導する間伐を実施してきていますが、第3期の期間で実施できなかった箇所や、手入れが行われず間伐が必要な箇所が存在しています。このまま整備を行わなければ、森林の公益的機能の発揮に支障をきたし、ひいては、県民の生活にも影響を及ぼすことが危惧されます。このことから、緊急に整備が必要な森林を解消するための取組を引き続き行っていく必要があります。

(2) 新たな課題への対応

本県民税は、緊急に森林整備を行う必要性から制度を創設して15年が経過しており、創設当初と比較すると、森林資源の高齢化によって主伐面積が増加しており、森林の適切な更新が課題となっています。

また、近年は大雨災害が多発しているほか、松くい虫やナラ枯れ、シカ等の被害が拡大しており、健全な森林の育成や、森林被害対策が一層重要になっています。

このことから、森林環境保全に係るこれまでの取組に加え、森林に対する県民等からの様々な期待や要請に応えていくため、持続可能な森林整備や、防災・減災対策、森林病害虫や野生動物被害への対策などの新たな課題に対応していくことが必要です。

(3) 県民・市町村の意向

令和2年1月に実施した「いわての森林づくりに関する県民意識アンケート調査」では、森林に対して地球温暖化防止や災害を軽減する働きへの期待が多く、8割を超える県民が本県民税の継続に賛成と回答したほか、未植栽地などへの造林や森林病害虫対策等への使途拡充を望む意見が多く寄せられました。

また、令和3年度以降も県民税が継続する場合、その期間については、約6割の方が現状と同じ5年でよいと回答しました。課税額については、約7割の方が現状と同じ年間千円でよいと回答しました。

さらに、「いわての森林づくりに係る市町村アンケート調査」において、約9割の市町村が継続に賛成と回答しています。

(4) 基本的な考え方と施策（使途）の方向

本県民税の目的を継承するため、

- ① 森林整備を主体とした「環境重視の森林づくり」
- ② 県民理解の醸成などを中心とした「森林との共生」

の施策を充実させて展開することが必要です。

ア ①「環境重視の森林づくり」については、緊急に整備が必要な森林の早期解消を図るとともに、森林を取り巻く情勢の変化に適切に対応するための取組を拡充することが必要です。

イ ②「森林との共生」については、県民の森林に対する関心を高め、森林環境保全に対する県民の参画と理解を進める観点から、木材利用の普及に繋がる取組や、地域の森林整備を進める人材の育成等の取組を拡充することが必要です。

ウ 森林を取り巻く情勢の変化に対応するため、具体的な施策を柔軟に見直していくことが必要です。

2 具体の施策（使途）

具体的な施策については、上記1 (4) を踏まえ、次の取組を行う必要があります。

ア 環境重視の森林づくり

混交林誘導伐(強度間伐)	
① 公益上重要な人工林の針広混交林への誘導〔継続・ 拡充 〕	引き続き「いわて環境の森整備事業」により、公益上重要で、緊急に整備する必要がある森林を針広混交林へ誘導し、水源のかん養や県土の保全等、森林の公益的機能の維持増進を図る必要があります。 なお、県民懇談会で意見のあった施工地面積や協定期間等の事業要件について見直しを検討する必要があります。
持続可能な森林整備(再造林等)	
① 森林環境を保全する植栽〔継続・ 拡充 〕	森林資源の高齢化によって主伐面積が増加しており、伐採跡地への植栽が重要な課題となっていることから、これまで、NPO や市町村に限定していた事業主体を拡充するなど、事業内容を見直したうえで継続する必要がある。 なお、植栽後に必要となる下刈りなどの保育管理の適切な実施についても考慮する必要があります。 また、多くの県民を悩ませているスギ花粉症対策として、花粉の少ない森林への転換を進めるため、他樹種への植替えや少花粉スギの種苗の安定供給を促進する必要があります。
森林被害対策	
① 森林病虫害対策〔継続・ 拡充 〕	森林の公益的機能の低下を招く松くい虫被害やナラ枯れ被害については、県民税を活用した被害対策を継続するとともに、被害に強い森林づくりを進めるための予防対策の充実を検討することが必要です。

② 気象災害を受けた森林の復旧 新規	近年多発している気象災害の被害森林において、公益的機能を早期に回復するため、被害木除去や植栽による復旧を支援する必要があります。
③ 獣害対策 新規	シカ等による森林被害は、適切な森林整備の実施に深刻な影響を及ぼし、森林所有者の林業経営意欲を低下させるとともに、土壌流出等により森林の有する公益的機能の発揮が危ぶまれることから、獣害から森林を守るための食害防止柵の設置等を支援する必要があります。
④ 林野火災対策 新規	林野火災により森林が被害を受けると、その大切な機能が回復するまでに多大な年月とコストを要することから、林野火災予防活動等を支援する必要があります。
⑤ 公益林の整備や管理を行う路網整備 新規	公益上重要な未整備森林が奥地化し、計画的な整備が遅れていることから、公益林を適切に整備・管理するとともに、森林管理道としての役割を持つ路網整備を支援する必要があります。

イ 森林との共生

① 地域住民等が取り組む森林づくり活動 〔継続〕	県民の森林づくりへの参画を促進するため、住民等による森林整備等の森林を守り育てる活動や、森林への関心を高めるための森林を学び活かす活動等、県民等が主体的に行う活動等について、引き続き支援する必要があります。
② 木材利用、木育の推進 〔継続・拡充〕	県産木材の温もりや心地よさの体感等を通して、木材利用の意義や森林づくりへの貢献などについて、理解を促進する取組を充実する必要があります。
③ 森林環境学習の展開 〔継続・拡充〕	広く県民を対象として、多様な森林・林業に関する学習機会を継続的に提供する必要があります。 また、県内5箇所の森林公園について、それぞれの特徴を活かした利用を促進するため、森林教育のフィールドとしての機能強化を進める必要があります。
④ 普及啓発の強化 〔継続・拡充〕	森林環境保全に対する県民意識の醸成を進めるため、森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、引き続き多様な手法で情報を発信する必要があります。 また、豊かな森林環境を次の世代に引継ぐため、森林整備の必要性を広く普及啓発することを目的としたイベント等を開催する必要があります。
⑤ 地域の森林整備活動を推進する人材育成 新規	地域における森林整備活動をコーディネートできる多様な人材を育成する必要があります。

参考資料3

○いわての森林づくり県民税条例

平成17年12月15日条例第79号

改正

平成20年4月30日条例第34号
平成22年7月9日条例第29号
平成22年12月14日条例第57号
平成24年3月6日条例第2号
平成24年3月27日条例第25号
平成27年12月21日条例第75号

いわての森林づくり県民税条例をここに公布する。

いわての森林づくり県民税条例
(いわての森林づくり県民税)

第1条 県は、水源のかん養、県土の保全等の森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な發揮のために実施する森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例としていわての森林づくり県民税を課す。

（個人の均等割の税率の特例）

第2条 平成18年度から平成32年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第32条の規定にかかわらず、同条に定める額にいわての森林づくり県民税額として1,000円を加算した額とする。
（法人の均等割の税率の特例）

第3条 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、県税条例第38条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ同表の右欄に定める額に、いわての森林づくり県民税額として当該同欄に定める額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第38条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「いわての森林づくり県民税条例（平成17年岩手県条例第79号）第3条第1項」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（個人の県民税の非課税の廃止に伴う経過措置）

2 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成17年岩手県条例第50号）の次の表の左欄に掲げる規定の適用がある場合における第2条の規定の適用については、同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第2条第2項	県税条例第32条	岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成17年岩手県条例第50号）附則第2条第2項の規定により読み替えて適用される県税条例第32条（以下「読み替え後の県税条例第32条」という。）
	同条	読み替え後の県税条例第32条
	1,000円	300円
附則第2条第4項	県税条例第32条	岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成17年岩手県条例第50号）附則第2条第4項の規定により読み替えて適用される県税条例第32条（以下「読み替え後の県税条例第32条」という。）
	同条	読み替え後の県税条例第32条
	1,000円	600円

(個人の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第9条の2の規定の適用がある場合における第2条の規定の適用については、同条中「第32条」とあるのは、「附則第9条の2」とする。

(法人の均等割の税率の特例の適用除外)

4 第3条第1項の規定は、県税条例附則第20条第1項の規定の適用を受ける者については、適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下「平成20年改正法」という。）の公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（いわての森林づくり県民税条例の一部改正に伴う経過措置）

第8条 前条の規定による改正後のいわての森林づくり県民税条例第3条第1項の規定は、平成20年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

